

社会福祉施設防災対策の手引

平成26年8月
千葉県健康福祉部

目次

I はじめに

はじめに	1
------	---

II 防災のためのハード対策

1 立地条件の確認と災害の予測	4
2 防災マップの作成	5
3 施設の安全化	6
4 消防用設備等の維持管理	8
5 防災に係る設備等の維持管理	10
6 備蓄品の整備	12

III 防災のためのソフト対策

1 職員の参集基準の作成	14
2 防災対策組織の整備	15
3 連絡体制の整備	16
4 入所者の特性に応じた準備	18
5 入所者の個別情報の整理	19
6 避難マニュアルの作成	20
7 防災訓練と防災教育の実施	21
8 その他のソフト対策の実施	22
9 事業継続計画の作成	23
10 防災計画などの見直し	24

IV 地域などとの相互支援

1 地域とのネットワークづくり	25
2 福祉避難所の指定	26
3 職員派遣の準備	27
4 災害協定の締結	27

V 災害の応急対応例

1 発災前の対応例	28
2 発災中及び発災後の対応例	29

VI 防災に関する基礎知識

1	各種の警報など	32
2	災害情報の入手方法	40
3	ライフラインの停止	41
4	通信・交通機関の混乱	42
5	応急的な一時滞在	43
6	応急的な人員体制	44
7	二次災害	45
8	心のケア	46

VII 防災に関する法令知識

1	基本的な法令	47
2	地震対策関係法令	48
3	津波対策関係法令	50
4	消防法令	52
5	建築基準法令	58
6	水防法令	61
7	千葉県防災基本条例	62
8	地域防災計画	63
9	その他の法令など	64

VIII チェックリスト

1	防災関係チェックリスト	65
---	-------------	----

<資料> 防災対策に係る関係・参考通知参考文献 70



I はじめに

社会福祉施設等は、災害発生時に様々な配慮を必要とする者が利用しており、利用者の安全を確保するため、災害による被害の発生を未然に防止することや災害発生時における迅速かつ的確な対応が求められる。

この期待される防災対策を実施するため、社会福祉施設等においては、日ごろから災害の発生を想定し、立地場所や利用者の特性に応じた対応方法等を検討することが必要である。また、防災担当者だけでなく一般の職員や利用者等も防災に関する知識を持つとともに、定期的な訓練等を通じて災害への対応について理解しておくことも重要である。

この手引きは、災害への的確な対応等を図るために施設として取り組むことが望ましい点等を示すとともに、社会福祉施設等における防災関係法令等の情報を整理し、社会福祉施設等における防災に関する各種計画やマニュアルの作成、再点検・見直しなどを行う際の参考となることを目的としている。

(1) 改訂の理由

県では、昭和62年12月に社会福祉施設防災対策の手引（初版）を作成し、平成8年4月に全面改訂を行ったが、それ以降改定が行われていない。

この間、地震、津波、風水害、社会福祉施設等における火災等の各種災害の発生を受け、防災対策に関する法令の制定・改正が数多く行われ、防災に関する義務や必要な知識は拡大し、情報も多様化・複雑化している。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、社会福祉施設等においては、国・県・市町村等の行政による「公助」に支えられつつ、施設職員や入所者等が災害から自らを守る「自助」と、災害時における地域との連携や、地域の拠点として施設を活用する「共助」の重要性が再認識されている。

これらの状況の変化への対応に加え、現在の社会福祉施設等の防災対策における基本的な事項を改めて整理するとともに、内容の充実を図るため、全面的な改訂を行うこととした。

(2) 本改訂版の構成

本改訂版は、災害（法令）ごとに各行政機関などから提供されている情報等について、社会福祉施設等での防災対策上共通する内容や総合的な調整が必要

となる事項があるため、次の2つの観点から災害横断的に整理することとした。

ア 確実な実施が望まれる事項の提示（Ⅱ～Ⅳ）

社会福祉施設等における防災対策においては、法令に基づく「義務」を履行することはもとより、利用者の安全確保のために必要となる様々な対応を行うことが求められる。そこで、本改訂版では利用者の安全確保を図る上で確実に実施しておくことが望まれる事項を提示することとし、災害ごとの区分ではなく、防災対策として共通する項目ごとに整理することとした。

なお、本改訂版では共通する項目ごとに概ね1～2ページ程度で概要や考え方、留意点、参考情報、参考様式等を記載した。

イ 防災に関する情報の整理・提供（Ⅴ～Ⅶ）

発災時の応急対応の例示や防災に関する参考知識及び防災関連法令等について、3つの項目（「災害の応急対応例」、「防災に関する基礎知識」、「防災に関する法令知識」）に分類して整理した。

なお、これらの記載は、手引としての統一性を図るため「確実な実施が望まれる事項」と類似のレイアウトによることとした。

（3）本改訂版の留意事項

ア 本改訂版において「社会福祉施設」とは、社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業としての入所施設を主な対象として想定しているが、その他の「社会福祉施設等」においても、施設種別によってはそのまま利用できないことがあることを理解した上で、参照することも想定している。

イ 参考として示している例や様式を使用するには、社会福祉施設等のそれぞれの実情に応じて、変更を加えることが必要な場合がある。

ウ 法令などに基づく固有名詞以外の「防災」という言葉は、「災害（予防）」「減災」などを含む、広い意味（概念）で使用している。

エ 法令等は平成26年4月1日現在の内容で記載している。今後、法令等の改正に十分に留意し、事業者としての義務等がどの様に変更されるかなどについて、常に情報を収集し、把握しておく必要がある。

オ 法令条項の記載については、以下の凡例と具体例によった。

（凡例） 法：法律 令：政令（法施行令） 規則：省令（法施行規則）

（具体例） 消防法第17条の2の5第2項第4号：法17条の2の5②四

(4) 各ページの見方

Ⅱ-6 備蓄品の整備

- (1) 必需品などをリスト化し、定期的に在庫管理を行っているか。
- (2) 食料などは最低3日分、水は飲料水（一人当たり1日3リットル以上）を備蓄しているか。
- (3) 災害時に受入れた一時滞在者や緊急入所者などの分についても、可能な範囲で備蓄を行っているか。

- 品目や数量、賞味期限などを管理し、リストを随時見直すことが必要である。
- ◎ 備蓄は、一人当たり1週間分以上とするのが望ましい。
- 食料については、災害時に入所者などが調理なしで食べられるか、必要な栄養が確保できるかなどを検討し、防災訓練などで試すことが必要である。

- (4) 医療などが必要な入所者のために非常用電源を整備しているか。

- 発電機などをレンタルする場合は、災害時にスムーズに使えるように、普段からレンタルして防災訓練などで使用することが必要である。なお、災害時に非常用電源などを使用するためには、燃料の備蓄も検討することが必要である。
- 非常用電源やストーブなどの燃料の備蓄の際には、消防署に事前に相談することが必要である。これらの燃料は、消防法令や市町村火災予防条例で【危険物】とされており、一定数量を超えると規制や義務が課される（Ⅶ-4「消防法令」p.55参照）。

- (5) 災害時の状況変化を想定した備蓄方法となっているか。

- 風水害の際に濡れてしまうこと、又は保管している建物が地震で倒壊することなどを想定し、備蓄品の保管場所は複数確保しておくことが必要である。
- 備蓄はどこかに保管することだけでなく、給油や充電などをこまめに行うことや、消耗品や食料品などの1回あたりの発注量を増やすことでも可能である。

黒枠で囲まれた部分はチェックリストに記載された項目と対応している。

このページでは、【備蓄品の整備】に係る項目が5つあることとなる。

チェックリストに記載された項目の説明や考え方、留意点等を記載している部分である。

チェックリストに実施状況を記入するにあたり、参照する必要がある。

ページによっては法令の解説や参考様式等が示されている。

Ⅱ 防災のためのハード対策

Ⅱ－１ 立地条件の確認と災害の予測

- (1) 想定される災害や地域の被災履歴などについて把握しているか。
- (2) 施設外に避難する場合の経路や避難先、周辺地域の状況も調べているか。

- 施設の立地条件に応じて、どのような災害が想定されるかが異なり、地域の被災履歴を把握することは、想定される被害の理解に役立つ。
- ◎ 「想定される災害」は、県や市町村の地域防災計画の記載を確認するほか、市町村作成のハザードマップを入手することや市町村の防災担当部署に相談することが望ましい。
※ハザードマップには個別災害、又は複数の災害を記載するものがある。

<市町村ごとのハザードマップ>

国土交通省 ハザードマップポータルサイト	検索
----------------------	----

<http://disaportal.gsi.go.jp/>

- 県が作成した主なハザードマップなどは、以下のとおりである。
 - ▼想定震度分布図 ▼液状化マップ ▼揺れやすさマップ
 - ▼津波浸水予測図 ▼（洪水）浸水想定区域図
 - ▼土砂災害危険箇所 ▼土砂災害（特別）警戒区域

<県のハザードマップなど>

千葉県 ハザードマップ	検索
-------------	----

<http://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/higaisoutei/h21bousachizu.html>

ちば 地震被害想定ホームページ	検索
-----------------	----

<http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/higaisoutei/index.html>

千葉県 浸水想定区域	検索
------------	----

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/shinsui/index.html>

千葉県 土砂災害危険箇所	検索
--------------	----

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/kikenkasho/kensaku.html>

千葉県 土砂災害警戒区域	検索
--------------	----

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/keikai/index.html>

Ⅱ－２ 防災マップの作成

- (１) 防災マップ（施設内部・周辺）を作成しているか。
- (２) 防災訓練の結果などに応じて、定期的に見直しを行っているか。
- (３) 施設内の見やすいところに掲示しているか。
- (４) 職員や入所者などに周知しているか。

- 防災マップは、災害時に必要な地図・位置情報が誰でも一目でわかるようにするためのものであり、普段は施設を利用していない人、土地勘のない人が使用する場合も想定して作成することが必要である。
- 施設内部（敷地内の屋外を含む）の防災マップは、普段の点検や防災訓練、発災直前の緊急点検、発災後の応急対応での活用が期待できる。
記載内容は、避難経路、避難スペース、備蓄品の保管場所、防火設備や避難施設、消防用設備等の配置、敷地内の発災時の危険箇所、などである。
- 施設周辺の防災マップは、普段の防災訓練、発災後の応急対応で活用することが期待される。
記載内容は、避難経路、避難場所、発災時の危険箇所、消防署や警察などの行政機関、協力病院や商店、ガソリンスタンド、公衆電話、目印となる建物、井戸などの水場の位置、などである。
- 既存の地図などを活用せずに独自に作成する場合は、余白部分を多くとり、白地図や複数の縮尺版を作成しておくこと、発災時から発災後に生じる施設内外の状況変化を書き込むことができる。

Ⅱ－３ 施設の安全化

- (1) 耐震診断を実施したか。
- (2) 耐震改修を行ったか（耐震診断の結果、耐震性が低かった場合）。

- 昭和56年以前の構造基準（以下「旧耐震基準」という。）による建築物は、大規模な地震により倒壊する危険性が高いとされている。平成25年度に改正された『建築物の耐震改修の促進に関する法律』では、旧耐震基準の建築物の所有者に、一定の（努力）義務などが課されている。
- ◎ 施設においては、旧耐震基準の建築物を使用している場合や老朽化が著しい場合などには、耐震診断（耐震改修）の実施が望ましい。

建築物の耐震改修の促進に関する法律

- 阪神・淡路大震災を契機に制定された法律で、旧耐震基準の建築物について、耐震診断や耐震改修の（努力）義務を定めている（法7条、11条、14条、16条、附則3条など）。
- 一定以上の規模^(*)などに該当する旧耐震基準の建築物の所有者には、平成27年12月末までに県などの建築部署への耐震診断結果の報告義務があり（法附則3条など）、その結果は公表されることとなっている（法9条など）。
 - (*) 保育所《1,500㎡以上、かつ2階建て以上》
 - (*) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの《5,000㎡以上、かつ2階建て以上》
 - (*) その他、県が認める公益上必要な建築物や、県又は市町村が指定する道路を塞ぐ恐れのある沿道建築物
- 上記以外の場合でも、旧耐震基準の建築物は、耐震診断と耐震改修の実施の努力義務が課されている（法14条）。

- (3) 塀などが適正な状態で維持されているか。

- 施設を囲む塀などについては日頃から安全確保を図り、以下の項目（例示）に該当する「ブロック塀」の場合は、適切な補強・改修などを行う必要がある。
 - ▼傾きやグラつき、ひび割れ、風化が見られる。
 - ▼塀の高さが2.2m（石塀は1.2m）を越える。
 - ▼基礎が地中に十分埋め込まれていない。 など

(4) 家具類の転落防止や窓ガラスの飛散防止などを行っているか。

- 家具類の転倒・落下・移動の防止などについては、東京消防庁や文部科学省が作成したハンドブックなどが参考になる。

家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック 検 索

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-bousaika/kaguten/handbook/index.html>

学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック 検 索

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

(5) その他の安全対策などを実施しているか。

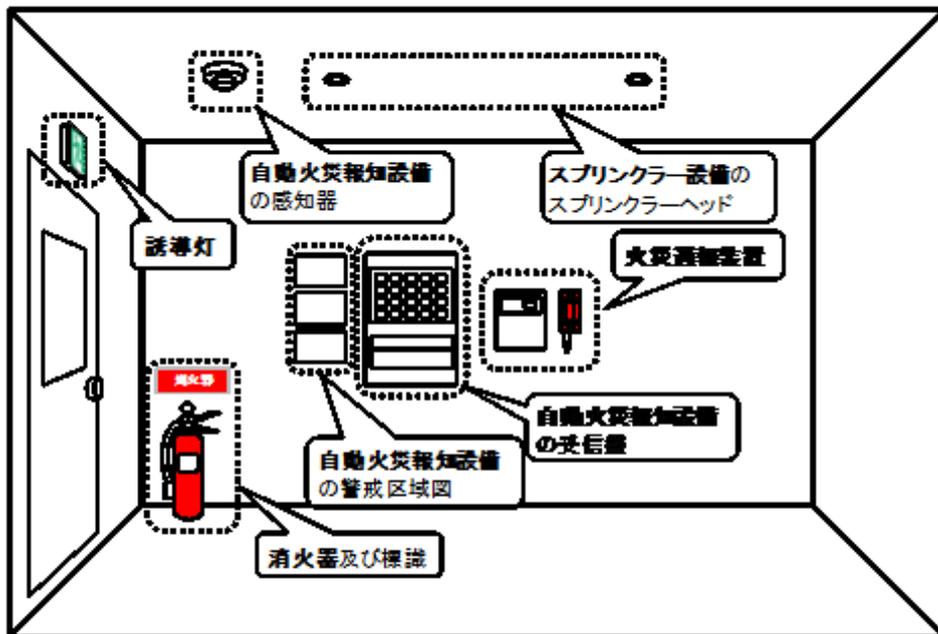
- ◎ 施設の増築や改修、リフォームなどを行う場合は、たとえ小規模であっても、安全基準を満たすよう、建築士などの専門家に確認を受けることが望ましい。
- ◎ 家具や機器類などをあまり置かない部屋や手すりが設置されている広い廊下など、避難スペース^(*)として利用できる場所を確保しておくことが望ましい。
(*) 発災時に入所者などが一時的に避難するためのスペースであり、被災者や支援者を受け入れる場合にも活用できる
- 重要情報を扱うパソコン、施設の維持管理や入所者の処遇に不可欠な電子機器などは、2階以上に設置することで、津波や風水害からの被害を免れる可能性が高まる。
- 施設内部の対策だけでなく、施設の外装や周辺に対して次のような対応をすることも、地震や風水害の備えとなる。
 - ▼瓦の落下防止 ▼下水道溝などの排水溝の清掃 ▼屋根や雨戸の補修・補強
 - ▼自動販売機などの転倒防止 ▼煙突やアンテナ、看板、庭木、塀などの固定
- 施設の構造などについて、次のような配慮を行うことも施設の安全化に役立つ。
 - ▼バリアフリー構造にする。 ▼非常用自家発電装置を設置する。
 - ▼防災（耐火）金庫を利用する。 ▼防災倉庫を設置する。
 - ▼パソコンデータなどを定期的にバックアップし、保管する。

Ⅱ-4 消防用設備等の維持管理

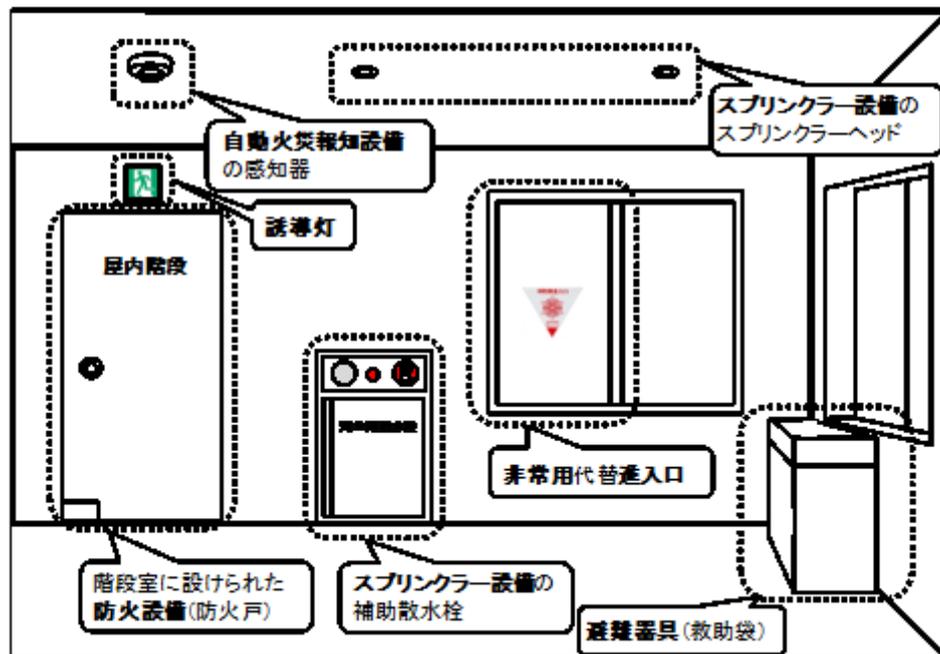
(1) 消防用設備等は適正な状態に維持されているか。

- 消防法令の義務などは、Ⅶ-4「消防法令」(p.52～)で確認できる。

社会福祉施設における消防用設備等の設置例



設置例①(事務室等)



設置例②(3階以上の廊下)

＜消防用設備等の点検ポイント＞

① 「消火器」
初期消火に有効な消火設備で、建物内には歩行距離で20m以内となるように設置されている。消火器の設置場所には標識の設置も義務付けられている。
<input type="checkbox"/> 「消火器」の標識が張られた、決められた場所に設置してあるか。 <input type="checkbox"/> 外観に変形、損傷、腐食などはないか。
② 「スプリンクラー設備」
火災などの熱を受け、天井面の散水口から自動的に散水を開始する。
<input type="checkbox"/> 水源からスプリンクラーヘッドに至る経路のバルブは閉鎖されていないか。 <input type="checkbox"/> 間仕切りや棚などの設置により、水のかからない部分が形成されていないか。
③ 「自動火災報知設備」
火災などにより発生した熱、煙などを感知し、ベル、音声放送などで火災の発生を施設内の関係者に知らせる。
<input type="checkbox"/> 受信機のスイッチは、「ベル停止」となっていないか。 <input type="checkbox"/> 感知機の破損、変形、脱落などはないか。 <input type="checkbox"/> 間仕切りなどの変更により、感知機が付いていない居室や部分などはないか。
④ 「火災通報装置」
予め録音された施設の名称、住所、電話番号などを火災発生時にボタン一つで消防機関へ通報できる。自動火災報知設備と連動し、自動で通報できるタイプもある。
<input type="checkbox"/> 操作盤の前に操作障害となる物がないか。 <input type="checkbox"/> 録音されている内容に変更や誤りはないか。
⑤ 「避難器具」
すべり台や避難はしご、救助袋など、2階以上の階から地上まで避難する際に用いる。
<input type="checkbox"/> 開口部付近に物品が置かれ、開口部をふさいでいないか。 <input type="checkbox"/> 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。
⑥ 「誘導灯」
建物外へ通じる避難口の場所を照明や表示、音声などで知らせる。バッテリーが内蔵され、夜間の停電時でも視認できるようになっている。
<input type="checkbox"/> 改装などにより、設置位置が不適正になっていないか。 <input type="checkbox"/> 不点灯や点滅（ちらつき）などがないか。 <input type="checkbox"/> 内蔵されているバッテリーは切れていないか。

※この他の点検項目や日常点検の様式などは、消防署に相談する必要がある。

Ⅱ－５ 防災に係る設備等の維持管理

- (1) 防火設備等は適正な状態に維持されているか。
- (2) 避難施設等は適正な状態に維持されているか。

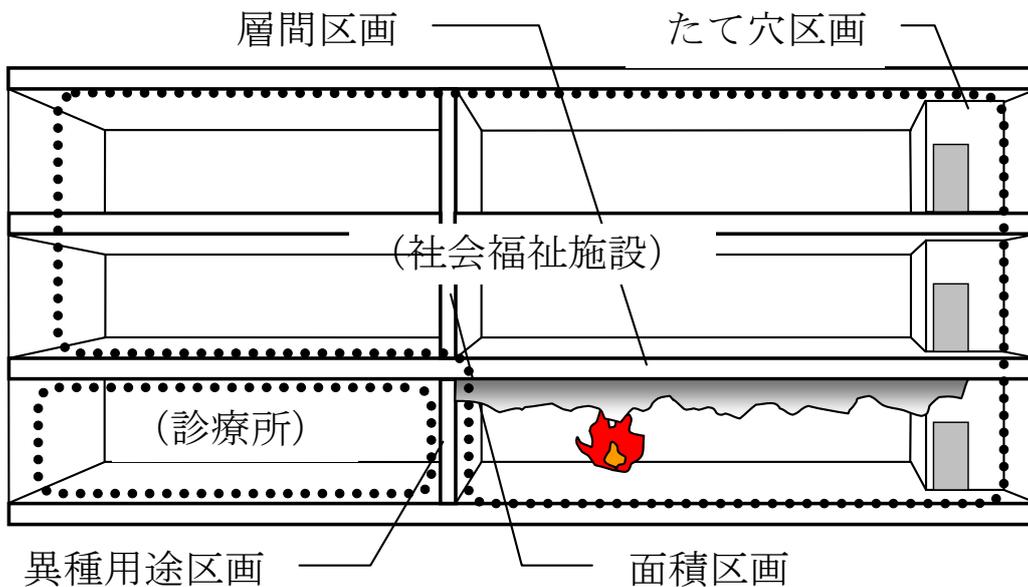
- 建築基準法令の義務などは、Ⅶ－５「建築基準法令」(p. 58～)で確認できる。

<防火設備等の点検ポイント>

①「防火区画」「防火上主要な間仕切り」

火災の伝搬・拡大を防止する為に、壁や床、防火戸や防火シャッターなどで、一定の区画をしなければならない。

- 階段室などの防火戸・防火シャッターは正常に作動するか。
- 防火戸をストッパーで固定していないか。
- 防火シャッターの下に物品を放置していないか。
- 間仕切壁を変更する際に、建築士などに相談をしているか。

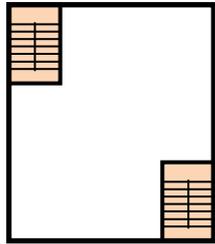


②「内装制限」

火災の発生・拡大の防止、避難経路を確保するため、居室や避難通路となる廊下、階段などの壁の仕上げを、防火性能の高い材料としなければならない。

- 壁の仕上げ材料を布や紙などの燃えやすいものに変えていないか。

＜避難施設等の点検ポイント＞

①「排煙設備」		
<p>火災により発生した煙の拡大を抑止・排出し、煙に巻かれることなく安全に避難できるよう、手動の開放装置を設けた窓などを設けなければならない。</p>		
<p><input type="checkbox"/> 排煙設備として必要な窓などが、塞がれていないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 手動開放装置が操作できない状態になっていないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 開閉できるかどうかの点検を、定期的に行っているか。</p>		
②「非常用照明」		
<p>災害により停電した場合でも安全に避難できるよう、廊下や階段などの避難通路などに、非常用の照明装置を設けなければならない。</p>		
<p><input type="checkbox"/> 球切れやバッテリー切れなどの点検を、定期的に行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 非常用照明を塞ぐ、電球を外す、直下に大きな棚を置くなどしていないか。</p>		
③「廊下・階段」		
<p>災害発生時に屋外へ直ちに避難できるようにするため、避難通路となる廊下や階段には、幅や居室からの避難距離などの基準が定められている。</p>		
<p><input type="checkbox"/> 避難通路となる廊下や階段に、物品を放置していないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 廊下や踊場などを、多目的に利用していないか。</p>		
		
排煙設備	非常用照明	廊下・階段
④「屋外などへの出入口」		
<p>屋外の避難階段に通じる出口や、避難階段から屋外に通じる出口の戸の施錠装置は、「鍵を用いることなく解錠できる構造」としなければならない。</p>		
<p><input type="checkbox"/> 出口に物品を放置していないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 非常時に容易に解錠できるようになっているか。</p>		
⑤「非常用の進入口」		
<p>3階以上の階に、非常時に消防隊が進入できる所定の非常用の進入口、又はそれに代わる窓を設置しなければならない。</p>		
<p><input type="checkbox"/> 非常用の進入口、又はそれに代わる窓の位置を把握しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 非常用の進入口、又はそれに代わる窓を塞いだり、周囲に物品を放置したりしていないか。</p>		

Ⅱ－6 備蓄品の整備

- (1) 必需品などをリスト化し、定期的に在庫管理を行っているか。
- (2) 食料などは最低3日分、水は飲料水（一人当たり1日3リットル以上）を備蓄しているか。
- (3) 災害時に受入れた一時滞在者や緊急入所者などの分についても、可能な範囲で備蓄を行っているか。

- 品目や数量、賞味期限などを管理し、リストを随時見直すことが必要である。
- ◎ 備蓄は、一人当たり1週間分以上とするのが望ましい。
- 食料については、災害時に入所者などが調理なしで食べられるか、必要な栄養が確保できるかなどを検討し、防災訓練などで試すことが必要である。

- (4) 医療などが必要な入所者のために非常用電源を整備しているか。

- 発電機などをレンタルする場合は、災害時にスムーズに使えるように、普段からレンタルして防災訓練などで使用することが必要である。なお、災害時に非常用電源などを使用するためには、燃料の備蓄も検討することが必要である。
- 非常用電源やストーブなどの燃料の備蓄の際には、消防署に事前に相談することが必要である。これらの燃料は、消防法令や市町村火災予防条例で【危険物】とされており、一定数量を超えると規制や義務が課される（Ⅶ－4「消防法令」p. 55 参照）。

- (5) 災害時の状況変化を想定した備蓄方法となっているか。

- 風水害の際に濡れてしまうこと、又は保管している建物が地震で倒壊することなどを想定し、備蓄品の保管場所は複数確保しておくことが必要である。
- 備蓄はどこかに保管することだけでなく、給油や充電などをこまめに行うことや、消耗品や食料品などの1回あたりの発注量を増やすことでも可能である。

＜備蓄品管理の参考様式＞

	品名	非常 持出	数量	有効期限	保管場所	非常時 調達先	電話番号	備考
食料								
医療								
備品								

Ⅲ 防災のためのソフト対策

Ⅲ-1 職員の参集基準の作成

- (1) 災害が発生した場合の職員の参集基準を作成しているか。
- (2) 参集基準を超えた参集を求める場合をマニュアル化しているか。
- (3) 参集基準に対応した職員を具体的に割り当てているか。
- (4) 参集職員の割り当ては、役職や居住場所、家庭事情、交通手段などを把握・整理した上でやっているか。

- 参集基準は、職員の少ない休日や夜間などに災害が発生する場合も想定し、災害警報（Ⅵ-1「各種の警報など」p.32～参照）などに応じて分類した上で作成する必要がある。

※参集基準の作成にあたっては、Ⅵ「防災に関する基礎知識」3～8に記載されているような、災害発生時の諸問題も考慮する必要がある。

- 状況に応じて、参集基準を超えて参集を求めなければならない場合がある。
- 職員は施設における自分の役割を家族に説明し、あらかじめ理解を得ておくことが必要である。

＜参集基準の参考例＞

災害種別	警報など	対象	備考
地震	震度〇以下	指定職員	連絡あるとき、夜間のみ
	東海地震観測情報	指定職員	自動参集 連絡あるときは全職員
	震度〇以上 東海地震注意情報	全職員	自動参集
風水害	〇〇注意報	指定職員	連絡あるとき、夜間のみ
	〇〇警報	指定職員	自動参集 連絡あるとき、夜間は全職員
	はん濫警戒情報	全職員	自動参集
	土砂災害警戒情報	全職員	自動参集
その他	避難準備情報	指定職員	連絡あるとき、夜間のみ

- ◎ 参集基準に該当しない職員も、自身とその家族の安全確保や安否確認後に、施設に連絡して状況を確認の上、自主的に施設に参集することが望ましい。

Ⅲ－２ 防災対策組織の整備

- (1) 役割分担を定めた防災対策組織を整備しているか。
- (2) 責任者やその代行者を複数定めているか。
- (3) 参集基準と整合性を図った、具体的な人員配備を行っているか。

- 人員配備では普段の業務との関連性を考慮しつつ、過大な組織体制とならないよう、施設の規模や形態に応じた現実的な組織体制の整備が必要である。
- 消防計画や水防法による自衛防災組織などをそれぞれ別に定めている場合は、個々の防災対策組織で相互の整合性が図られていることが必要である。
- 担当者は防災訓練により、自身の役割の経験を積むことが必要である。
- ◎ 代行者に指定されている者も、防災訓練などでその役割を経験することが望ましい。

＜消防計画等との整合性を図った防災対策組織の参考例＞

自衛消防隊	防災本部	業務	担当者 ◎（班長）	代行者 （代行順位）
自衛消防隊長	本部長	総括、指揮	施設長	1 副施設長 2 ○○ ○○
副隊長	副本部長	総務補佐	副施設長	1 事務長 2 ○○ ○○
通報連絡班	情報連絡班	通報、情報収集、 連絡、取材対応、 施設内への情報提供	◎事務長 ○○ ○○	1 ○○ ○○ 2 ○○ ○○
初期消火班	消火班	初期消火、安全措置、 施設内外の点検		
避難誘導班	避難誘導班	入所者の安全確認、 避難誘導、引渡し		
応急救護班	応急救護班	救護所の設置、手当、 医療機関などへの搬送		
安全防護班		設備操作、安全措置、 施設内外の点検		
	地域班	受入対応、地域連携、 備蓄品などの管理		

- ◎ 情報収集・連絡の担当者は専任者1名以上を確保することが望ましい。

Ⅲ－３ 連絡体制の整備

- (１) 職員や入所者の家族への緊急連絡網を整備しているか。
- (２) 盗難や紛失など、データの保管・管理には細心の注意を払っているか。
- (３) 災害時に連絡すべき行政機関などの緊急連絡先を一覧表にしているか。

- 緊急連絡網や緊急連絡先の一覧表は、定期的に更新すること、電子データが利用できない場合を想定して紙に印刷すること、とっさに利用できる複数の場所に保管すること、非常用持ち出し品とすることなどが必要である。
- 携帯電話の一斉メールや各種のSNS (social networking service) は、同時に多人数に情報を送る手段として有効である。職員だけでなく、入所者の家族などの利用を検討することが必要である。
- 大規模災害時の安否情報の連絡には、NTTのサービス【災害用伝言ダイヤル(171)】や携帯電話各社のサービス【災害用伝言板】が使用できる。
※災害時の利用に備えて、体験利用日(毎月1日、15日など)に実際に家族などと連絡を取り合い、使い方に慣れておくことが必要である。

災害用伝言ダイヤル

検索

<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/index.html>

WEB171

検索

<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/>

- 社会福祉施設は災害救助機関として、災害時に発信が優先される【優先電話】の指定を受けられる場合があり、指定には電話会社と相談する必要がある。
- 固定電話などがつながりにくい場合も、公衆電話は使用できる場合がある。
ただし、停電に伴い10円硬貨以外は使用できなくなる場合がある。
なお、災害救助法が適用される規模の災害が発生した場合などには、無料になる場合もある。

公衆電話 設置場所検索

検索

<http://service.geospace.jp/ptd-ntteast/PublicTelSite/TopPage/>

＜緊急連絡先一覧の参考様式＞

	連絡先	電話番号	夜間または 直通番号	F A X	備考
緊急 連絡 ・ 報告 先	消防署				
	警察署				
	市町村防災課				
	市町村〇〇福祉課				
	地域振興事務所				
	健康福祉センター				
	県庁〇〇福祉課				
ライ フ ライ ン	土木事務所				
	水道事務所				
	下水道事務所				
	東京電力				
	〇〇ガス				
	N T T 東日本				
医 療	〇〇病院				
	〇〇診療所				
	〇〇薬局				
設 備 工 事	〇〇建設				
	〇〇工務店				
	〇〇電気店				
	〇〇メンテナンス				
商 店	食料品店				
	ガソリンスタンド				
	機器レンタル				
協 力 者	老人ホーム〇〇苑				
	〇〇自治会				
	個人				
	個人				

Ⅲ－４ 入所者の特性に応じた準備

- (1) 入所者の特性に応じて災害時に実施すべき配慮を把握しているか。
- (2) 配慮の実施についてマニュアル化しているか。
- (3) 避難誘導などの介助者として、地域などの協力者を確保しているか。

<特性の種類と配慮の参考例>

○ 情報の受信に支援が必要な方

目が不自由な方、耳が不自由な方、行動指示が正確に伝わらない方（認知症、知的障害がある方）などが該当する。

音声や身振りによる誘導、伝えたい典型的な情報のカード化、随時情報の定期的な個別伝達などが、必要な配慮として想定される。

○ 情報の発信に支援が必要な方

言葉が不自由な方、耳が不自由な方、自分の意思を正確に伝えられない方（乳幼児、認知症、知的・精神障害がある方）などが該当する。

伝えて欲しい典型的な情報のカード化、伝えて欲しい典型的な情報の定期的な個別確認などが、必要な配慮として想定される。

○ 移動に支援が必要な方

車椅子や歩行補助具が必要な方、一人では移動できない方（寝たきり等虚弱な方）、目が不自由な方などが該当する。

移動用具（車いすやストレッチャー、担架、脱出用シュータなど）の確保、避難方法や経路の事前確認などが、必要な配慮として想定される。

○ 判断に支援が必要な方

状況の理解や判断が困難な方（認知症や知的・精神障害がある方、乳幼児、低学年児童など）が該当する。

安心感や落ち着きの提供、理解できる内容での情報提供の工夫などが、必要な配慮として想定される。

○ 健康管理や医療に支援が必要な方

人工呼吸器などの機器が必要な方、継続的に服用している薬がある方、食事に特別な配慮が必要な方などが該当する。

機器の使用可否の確認、機器の使用不能時の代替確保、薬の備蓄や非常時の調達方法、服薬情報のカード化、食事の配慮事項のカード化などが、必要な配慮として想定される。

Ⅲ－５ 入所者の個別情報の整理

- (1) 入所者ごとに個別情報の一覧表を作成しているか。
- (2) 盗難や紛失など、データの保管・管理には細心の注意を払っているか。

- 個別情報の一覧は、災害時に本来の担当職員が対応できないなど、普段はその入所者との関わりがない者が、介護や医療などを提供する場合に必要となる。
- 一覧表は定期的に更新すること、電子データが利用できない場合を想定して紙に印刷すること、とっさに利用できる複数の場所に保管すること、非常用持ち出し品とすることなどが必要である。
- 個人情報保護の観点から、入所開始の際に防災対策での利用を説明し、使用、収集について家族などから同意を得ておくことが必要である。
 なお、個人情報の取扱いに関しては、以下の国ガイドラインを参考にすることができる。

福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン 検 索

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>

＜入所者の個別情報一覧の参考例＞

入所者氏名（カナ）	生年月日	性別	血液型	服薬情報
身心の状態				
配慮事項				
連絡先氏名（続柄）	電話番号	連絡先氏名（続柄）	電話番号	
入所者氏名（カナ）	生年月日	性別	血液型	服薬情報
身心の状態				
配慮事項				
連絡先氏名（続柄）	電話番号	連絡先氏名（続柄）	電話番号	

Ⅲ－６ 避難マニュアルの作成

- (1) 避難実施についてマニュアル化しているか。
- (2) 避難場所や避難経路、避難方法などを決めているか（施設内外）。
- (3) 避難訓練による見直しや再検討、職員への周知を行っているか。
- (4) 入所者やその家族などに対し、マニュアルの内容を周知しているか。

○ 避難マニュアルは、Ⅱ－１「立地条件の確認と災害の予測」p. 4、Ⅲ－４「入所者の特性に応じた準備」p. 18、Ⅵ－１「各種の警報など」p. 32、Ⅵ－４「通信・交通機関の混乱」p. 42などを総合的に勘案^(*)して作成する必要がある。

◎ 災害ごとの避難経路や避難場所は、複数選択できることが望ましい。

※避難経路等を検討する際はⅦ「防災に関する法令知識」の各項目を参照し、法令等に基づく避難計画との整合性を図ることも必要になる。

(*) 避難実施の判断は、警報や避難勧告などの発令をきっかけとする。

(*) 立地条件や入所者の特性によっては、警報や避難勧告などの発令を待たずに、自主的な避難を開始する。

(*) 津波、土砂災害などの災害の種類に応じた指定緊急避難場所を確認する。

(*) 各種支援が必要な方がいる場合、誘導や移動、避難先などに配慮する。

(*) 災害発生による状況変化で混雑が発生する、危険箇所となってしまうなど、想定していた避難経路や避難場所が使用できない場合を考慮する。

○ 防災訓練などの機会に、設定した避難経路を実際に通って、道中の危険箇所や所要時間などを把握しておくことが必要である。

※ここで把握した内容が、実際に避難を要する状況においては、避難開始の可否や避難のタイミング、避難経路や避難場所の判断材料となる。

○ Ⅵ－２「災害情報の入手方法」p. 40により避難実施の判断材料となる情報を入力し、Ⅱ－２「防災マップ」p. 5を利用して避難を行うこととなる。

※マニュアルを絶対視せず、最悪のケースを想定して現場の具体的な状況判断に基づき、危険を感じたら早めに避難することが必要である。

○ 避難する場合、事前に準備した非常持ち出し品を携帯することになる。

◎ 非常持ち出し品は緊急避難時に持ち運びが可能な必要最低限の分と、余裕があれば持ち出す分とに分類しておくことが望ましい。

Ⅲ－７ 防災訓練と防災教育の実施

- (1) 防災訓練は定期的かつ計画的に実施しているか。
- (2) 防災訓練に消防署や地域の方などの参加があるか。

- 千葉県健康福祉部では、入所の児童福祉施設は月1回、その他の入所施設は年3回、うち最低1回は夜間又は夜間を想定した訓練の実施を指導している。
- 防災関係法令の規定により、火災や各種の予想される災害についての防災訓練の実施回数、関係機関への届出や通報などが、(努力)義務とされている場合がある(Ⅶ「防災に関する法令知識」の各項目を参照)。
- ◎ 防災訓練は立地条件を考慮し、災害の種類、被害状況、季節、発生時間などを具体的に想定して、様々なパターンで実施することが望ましい。
- 施設の防災訓練に消防署や地域の方などの参加を受けただけではなく、地域の防災訓練に積極的に参加することは、地域の方や市町村の福祉・防災部局との連携や交流を深める機会となり、自助や共助のちからを高める。

- (3) 職員への防災教育を実施しているか。

- 消防計画や施設の各種マニュアル、この手引きなどの周知に努めるとともに、内外の防災に関する研修などへの参加など、様々な機会を提供する必要がある。
- 消防計画などの作成や見直しのプロセス(過程)、防災訓練に参加することが不可欠であり、これらが最も重要な防災教育となる。
- 防災教育については、インターネットで無料閲覧が可能な、内閣府【広報誌 ぼうさい】【お役立ち情報(政府広報オンライン)】も利用できる。

＜その他の防災教育に役立つ web サイト＞

消防庁 防災危機管理 e-カレッジ

検索

<http://open.fdma.go.jp/e-college/>

千葉県 防災まめ知識

検索

<http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/main.jsp?link=5&menu=1>

Ⅲ－８ その他のソフト対策の実施

- (1) 被災者の受入れについてマニュアル化しているか。
- (2) 支援者の受入れについてマニュアル化しているか。

○ それぞれのマニュアルは、受入実施の可否や判断の基準、方法などを定めるものである（Ⅵ－５「応急的な一時滞在」 p. 43、Ⅵ－６「応急的な人員体制」 p. 44 参照）。

- (3) 利用者の帰宅などについてマニュアル化しているか（通所系のみ）。

○ 利用者の帰宅や引渡しの実施可否や判断の基準、方法などを定めるものである。特に、施設側が送迎するのか、家族などの迎えを待つのが問題となる。
※マニュアル化した場合、利用者やその家族などに十分に周知・情報共有しなければ、様々な混乱を招く恐れがある。

○ 帰宅や引渡しを実施する場合、利用者やその家族、職員などへの連絡体制の整備が不可欠となる（Ⅲ－３「連絡体制の整備」 p. 16 参照）。

○ 利用者やその家族などが帰宅困難者となることを避ける場合や、風水害・津波などの危険を避ける場合などは、帰宅や引渡しをあえて実施せず、施設滞在が必要となる場合がある（Ⅵ－５「応急的な一時滞在」 p. 43 参照）。

- (4) 夜勤職員とは別に宿直者を配置しているか。
- (5) 災害に備えて各種の保険に加入しているか。

◎ 夜間に災害が発生した場合は日中よりも対応が困難になるため、処遇職員とは別に宿直者を配置することが望ましい。

○ 被災した場合、施設修繕費や職員の労働災害、入所者の傷害・死亡事故に関する損害賠償などが発生する場合がある。なお、地震保険には公的支援がある。

財務省 地震保険制度の概要

検索

http://www.mof.go.jp/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm

Ⅲ－９ 事業継続計画の作成

(1) 事業継続計画（BCP）を作成しているか。

- 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、大規模災害などが発生した場合も、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針や体制、手順などを示した計画である。
- 内閣府『事業継続ガイドライン 第三版』では、事業継続活動は防災活動とも重なる部分もあるため、事業継続活動と防災活動を平行して推進すべきとされている。
- 防災活動を行う際に、緊急事態発生時に優先すべき重要事業・業務は何か、どの業務をいつまでにどのレベルまで回復させるか、そのために必要な取組は何かといった、事業継続の視点を組み込んで取り組み、緊急事態発生時の事業継続や雇用の維持につなげていくことも大切である。
- 具体的な計画の策定にあたっては、各種の講習会やセミナーなどに参加するほか、以下のガイドラインなどが参考になる。
※千葉県では、公益財団法人千葉県産業振興センターにより、セミナーの開催などの支援が行われている。

内閣府防災情報のページ 事業継続

検索

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/keizoku/index.html>

中小企業庁 中小企業BCP策定運用指針

検索

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

※中小企業庁の指針に基づきBCPを作成して耐震化等の整備を行う場合は、日本政策金融公庫の「社会環境対応施設整備資金」の融資対象となる。

福祉事業所における事業継続計画策定ガイドライン

検索

http://www.yokohama-ri.co.jp/fukushi_bcp/index.html

福祉施設経営における事業継続計画ガイドライン

検索

http://www.keieikyo.gr.jp/data/pre_guideline1.pdf

※上記最後のガイドラインの利用には、全国社会福祉協議会の内部組織である、「全国社会福祉法人経営者協議会」の会員登録が必要である。

Ⅲ－１０ 防災計画などの見直し

(1) 防災訓練の結果や法令の改正に応じて、既に作成した防災計画や各種マニュアルなどを随時、又は定期的に見直しているか。

- ◎ 法令に基づく（努力）義務の創設や拡大が相次いでおり、現在の各種の防災計画（消防計画等）を、Ⅶ「防災に関する法令知識」の各項目を参照して見直し、必要に応じて新たに作成することが望ましい。
- 法令に基づく各種の防災計画には必須記載事項があり、また、その作成や変更は届出義務があるため、作成や見直しには必ず関係機関に事前相談する必要がある。
- 南海トラフ地震防災対策推進地域、津波災害警戒区域、浸水想定区域内に所在する社会福祉施設等が、各法令で作成の（努力）義務があるとされている防災計画等は、消防計画と一体的に定めることも認められている。
※消防計画と施設のその他の防災計画やマニュアルなどを一体的な計画として作成する場合、消防署に事前相談する必要がある。

(2) 施設長や防火管理者だけでなく、全職員が主体的に参加するプロセス（過程）を経て、見直・作成したか。

- 各種の防災計画などは、全職員が主体的に参加するプロセス（過程）を経て見直・作成されることで、その計画などの実効性が向上することが期待される。

(3) 消防計画と施設のその他の防災計画などは、整合性が図られているか。

- 防災に関する各種のマニュアルなども、法令に基づく各種の防災計画との整合性が図られていなければ、災害時に混乱を発生させてしまう場合がある。

IV 地域などとの相互支援

IV-1 地域とのネットワークづくり

(1) 地域の方との交流を積極的に図り、顔の見える関係を築いているか。

- 社会福祉施設等の運営には地域の方の支援が不可欠であるが、災害発生時には特に地域の方との助け合いが、普段以上に求められる。
- 地域の食料品店や工務店、電気や水道などのライフライン業者、ガソリンスタンド、病院や薬局、自治会や消防団、警察署や消防署などとの、日ごろからのネットワークが災害時には大きな助けとなる。
- 施設の行事に地域の方を招待すること、入所者や職員などが地域の行事に参加することなどが、ネットワークづくりの機会となる。
- ◎ 地域で実施される防災訓練にも、積極的に参加することが望ましい。

(2) 災害発生時に必要な支援を説明し、地域の方からの理解を得ているか。

(3) 災害発生時に行える支援をまとめ、地域の方に周知しているか。

(4) 災害発生時に地域の方への支援に必要な物資を備蓄しているか。

- 地域の方に施設の役割や職員と入所者の状況を説明し、あらかじめ災害時の支援を依頼することが必要である。一方、地域の方が被災した場合に、地域の拠点として施設がどのような支援を行えるかを伝えることも必要である。
- 本来の入所者へのサービスを維持・優先することを前提に、災害時に施設が地域の方に提供できる支援は、例えば、以下の内容である。
 - ▼入浴サービス（お風呂や入浴車の開放、施設への送迎、入浴介助など）
 - ▼福祉・医療の提供 ▼備蓄品の提供（炊き出し、医薬品や必需品の融通など）
 - ▼避難・交流スペースの開放 ▼通信機器の提供（電話やFAX、PCなど）
 - ▼子どもや高齢者、障害者などの見守り ▼衛生指導
- 地域の方に入所者の特性や施設の構造などを知ってもらうことで、災害時に限らず様々な支援を得られる場合がある。

IV-2 福祉避難所の指定

(1) 災害時の地域の拠点として施設を活用するため、福祉避難所の指定を受けているか。

- 福祉避難所とは、社会福祉施設や医療機関などに入所・入院するに至らないが、一般的な避難所では生活が困難な要配慮者を対象にしている。
福祉避難所は学校や公民館、宿泊施設だけではなく、社会福祉施設も指定可能な施設とされている。
- 福祉避難所の開設期間は発災後7日間程度を原則としているが、災害の規模などに応じて延長される場合もある。
- 福祉避難所として指定され、県や市町村からの依頼により被災者などを受け入れた場合、福祉関係法令ではなく市町村との協定や災害救助法の基準に基づき、開設及び運営に要した経費についての支払いを受けることができる。(VII-1「基本的な法令」p.47参照)。
※費用負担のルールは、福祉関係法令に基づかないことに注意を要する。

(2) 福祉避難所として必要な、設備や備蓄を整えているか。

(3) 本来の入所者の処遇確保とのバランスに配慮しているか。

- 福祉避難所として被災者を受け入れた場合、本来の入所者の必要分を超えた、被災者用の設備(ベッド、車いす、杖など)や備蓄などが必要になる。
- 避難所の運営については、市町村が作成しているもののほか、以下のガイドラインなどを参考にすることができる。

千葉県 災害時における避難所運営の手引き

検索

<http://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/k/uenei.html>

福祉避難所・設置運営に関するガイドライン

検索

http://www.jrc.or.jp/vcms_lf/080619_fukushi_hinanjo.pdf

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

検索

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/kankyokakuho.html>

IV-3 職員派遣の準備

(1) 職員派遣のための体制を整えているか。

- ◎ 他施設や避難所等への災害時の職員派遣については、県や市町村などから要請される場合や自主的に実施する場合があります、積極的な協力と実施が望ましい。
- 派遣に要する費用は、災害救助法の対象になる場合、福祉関係法令のルールが適用になる場合、派遣先の施設が負担する場合など、方法や状況によって異なるため、県や市町村の施設所管の部署に確認する必要がある。

IV-4 災害協定の締結

(1) 関係機関などとの災害協定を締結しているか。

(2) 定期的に見直しを行っているか。

- ◎ 入所者の安全・安心の確保や地域の拠点としての役割を担うため、災害時の援助・協力の内容などについて、様々な主体と協定により確認しておくことが望ましい。
- 協定相手は、行政機関、医療関係（病院や診療所、薬局など）、施設関係（同種・類似の施設やホテルなど）、物資・設備関係（必需品やライフライン事業者など）、地域関係（自治会や消防団など）、などが対象である。
- 医療関係の協定は、災害時における入所者などの優先的な診療や入院、医薬品の調達や融通などを、地域の医療関係機関などと確認する。
- 施設関係の協定は、被災時の入所者の受入や職員の派遣、備蓄品の融通などを、地域又は県内の遠方地、他の都道府県の施設などと相互に確認する。
- 物資・整備関係の協定は、水や食料などの必需品の優先調達や、設備の優先整備などを、地域の各種事業者と確認する。
- 地域関係の協定は、地域の方から施設への援助や、施設から地域の方への援助などを、自治会や消防団などと相互に確認する。

V 災害の応急対応例

V-1 発災前の対応例

～風水害などの事前準備が可能な災害～

警報などの情報収集

- ・ VI-1 「各種の警報など」 p. 32 を参照。
- ・ VI-2 「災害情報の入手方法」 p. 40 を参照。

職員の参集

- ・ 自動参集となる職員以外に、参集が必要な職員に連絡する。
- ・ 参集の可否や到着時間の見込みを、リスト化などにより把握する。

災害対策組織の立ち上げ

- ・ 業務の優先順位を付け、人員体制に応じた災害対策組織を立ち上げる。
- ・ 会議を開催した場合、日時を記載した議事録や対応記録を作成する。

情報共有

- ・ 気象情報や今後の対応に関する決定内容などを、ホワイトボードに掲示するなど、職員間での意思疎通や情報共有を行う。
- ・ 入所者やその家族などに情報提供し不安の解消を図るとともに、今後の対応などの必要な連絡事項を伝える。

施設内外の点検

- ・ 平時に使用しているチェックリストに基づき、改めて点検を行う。
- ・ 備蓄品や必需品などに不足がないか確認し、必要に応じて調達先を確保する。
- ・ 土砂災害の前兆現象について、施設周辺のがけなどを見回る。ただし、風雨が激しい場合は、見回り職員の安全に配慮して実施しないことも検討する。

避難の実施

- ・ 情報収集や点検結果を基に必要性を判断し、避難場所や避難経路を決定する。
- ・ 避難勧告などに基づかない自主避難の場合、避難先が利用できるか確認する。
- ・ 時間的な余裕がある場合、二次災害の防止措置や施錠などを行う。

引渡し、帰宅、休業判断

- ・ 状況に応じて入所者の引渡し、帰宅（職員を含む）、施設の休業を判断し、職員や入所者、その家族などに周知する。
- ・ 帰宅困難者の発生、交通機関などの規制、各種災害の危険性に配慮する。

V-2 発災中及び発災後の対応例 ～地震や火災などの突発的な災害を含む～

発災

- ・落下物などからの防護措置を入所者などに実施し、安全を確保する。
- ・館内放送などで災害発生を入所者などに周知する。

安否確認と救護活動

- ・入所者や職員などの安否を確認し、負傷者の応急手当てを行う。

消火活動

- ・火災防止のため火元の確認を行う。出火を発見した場合は初期消火を行い、消防署への通報と入所者などの避難誘導を行う。

警報などの情報収集

- ・VI-1「各種の警報など」p.32を参照。
- ・VI-2「災害情報の入手方法」p.40を参照。

職員の参集

- ・自動参集となる職員以外に、参集が必要な職員に連絡する。
- ・参集の可否や到着時間の見込みを、リスト化などにより把握する。

災害対策組織の立ち上げ

- ・業務の優先順位を付け、人員体制に応じた災害対策組織を立ち上げる。
- ・会議を開催した場合、日時を記載した議事録や対応記録を作成する。

情報共有

- ・気象情報や今後の対応に関する決定内容などを、ホワイトボードに掲示するなど、職員間での意思疎通や情報共有を行う。
- ・入所者やその家族などに情報提供し不安の解消を図るとともに、今後の対応などの必要な連絡事項を伝える。

施設内外の点検

- ・普段使用しているチェックリストに基づき、改めて点検を行う。
- ・備蓄品や必需品などに不足がないか確認し、必要に応じて調達先を確保する。
- ・土砂災害の前兆現象について、施設周辺のがけなどを見回る。ただし、風雨が激しい場合は、見回り職員の安全に配慮して実施しないことも検討する。

避難の実施

- ・ 情報収集や点検結果を基に必要性を判断し、避難場所や避難経路を決定する。
- ・ 避難勧告などに基づかない自主避難の場合、避難先が利用できるか確認する。
- ・ 時間的な余裕がある場合、二次災害の防止措置や施錠などを行う。

引渡し、帰宅、休業判断

- ・ 状況に応じて入所者の引渡し、帰宅（職員を含む）、施設の休業を判断し、職員や入所者、その家族などに周知する。
- ・ 帰宅困難者の発生、交通機関などの規制、各種災害の危険性に配慮する。

外部への随時・定時報告

- ・ 入所者の家族などへ、入所者の安否や体調、施設の状況などを報告する。
- ・ 職員は、自身とその家族の安否確認や連絡を行う。
- ・ 入所者の安否や施設の被害状況を行政機関などへ随時・定時で報告し、必要な支援を要請する。なお、行政機関や入所者の家族などからの問合せに備えて、可能な限り情報収集・連絡の専任者1名以上を確保する。

健康管理と心のケア

- ・ 入所者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努め、状況に応じて、医師やカウンセラーとの面談などを行う。
- ・ 入所者への適切なケアの継続には、職員の健康状態や精神状態にも配慮する必要がある、家族の安否や自宅の被災状況などを勘案した勤務シフトとする。

受入、職員派遣

- ・ 行政機関や相手方の施設などに、費用負担や条件を確認する。
- ・ 緊急的な一時入所や被災者の受入れ、他施設への職員派遣を実施する。
- ・ 他施設からの職員派遣や、災害ボランティアの受入れを要請する。

後片付け、施設復旧

- ・ 入所者や職員などの怪我、衛生環境の悪化を防止するため、がれきなどの後片付けや危険箇所の立入禁止、消毒などの安全措置を行う。
- ・ 施設に被害が生じた場合、被害箇所を詳細に写真におさめ、行政機関などに施設修復を相談する。

※既にマニュアルが整備されている場合、その規程に従って行動を行う。

※この対応例は、災害への対応として考えられる項目を例示したものであり、そのときの具体的な状況に応じて取捨選択する必要がある。

※行政機関への報告は、次のページの参考例を使用できる。

社会福祉施設等被害報告（参考例）											
報告日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分										
施設名称											
施設種別											
所在地											
報告者職氏名											
電話					F A X						
被害の有無		<input type="checkbox"/> 無（以下は伝達したい事項のみ記載）									
		<input type="checkbox"/> 有（可能な範囲で記載し、新たに判明した事項があれば随時報告）									
被害	人的被害	入所者	死者	人	行方不明	人	重傷	人	軽傷	人	
		職員	死者	人	行方不明	人	重傷	人	軽傷	人	
		その他	死者	人	行方不明	人	重傷	人	軽傷	人	
	物的被害 （建物、敷地など）	【概要】	全壊	棟	半壊	棟	一部破損	棟	床上浸水	棟	
	ライフラインの状況	電気	<input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 使用不可（復旧見込み： 月 日）								
		ガス	<input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 使用不可（復旧見込み： 月 日）								
水道		<input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 使用不可（復旧見込み： 月 日）									
臨時対応	家族などへの引渡し	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 未完了									
	施設外への避難	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 実施予定（避難先： ）									
物資	飲料水	<input type="checkbox"/> 充足 <input type="checkbox"/> 不足		食料	<input type="checkbox"/> 充足 <input type="checkbox"/> 不足		医薬品	<input type="checkbox"/> 充足 <input type="checkbox"/> 不足			
	その他の不足物資										
支援要請	医療・福祉	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要（内容： ）									
	移送・搬送	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要（内容： ）									
	その他	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要（内容： ）									
被災者等の受入れの可否		<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可（ 人）（条件等： ）									
【備考】											

※電話の輻輳を避けるため大規模災害時はF A Xや電子メールを使用する。

VI 防災に関する基礎知識

VI-1 各種の警報など

各種の警報などの意味、災害ごとの注意点を理解しなければ、適切な防災対策は実施できない。

施設長や防災担当の職員だけではなく、全ての職員が正確に理解しておくことが望ましい。

<避難関係（市町村長の権限等で発令される）>

類型	内容	根拠等
警戒区域の設定	・警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる	災害対策基本法 第4節 応急措置 第63条 《罰則あり》
避難指示	・被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせ又は屋内で退避させるための行為	災害対策基本法 第3節 事前措置及び避難 第60条 《罰則なし》
避難勧告	・その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退き・屋内退避を勧め又は促す行為	
避難準備情報	・市町村長が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表するもの。 気象情報に注意を払い、立退き避難について考え、準備をすることが求められる。	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）（平成26年4月）
自主避難の呼びかけ	・各市町村において独自に行っているもの	地域防災計画等

震度と揺れ等の状況(概要)

<p>0</p>  <p>【震度0】 人は揺れを感じない。</p>	<p>1</p>  <p>【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。</p>	<p>2</p>  <p>【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。</p>	<p>3</p>  <p>【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。</p>
<p>4</p>  <p>【震度4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ほとんどの人が驚く。 ●電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ●座りの悪い置物が、倒れることがある。 	<p>6弱</p>  <p>【震度6弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立っていることが困難になる。 ●固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ●壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ●耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p>		
<p>5弱</p>  <p>【震度5弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ●棚にある食器類や本が落ちることがある。 ●固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 	<p>6強</p>  <p>【震度6強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ●固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ●大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。 <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p>		
<p>5強</p>  <p>【震度5強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●物につかまらなさと歩くことが難しい。 ●棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 ●固定していない家具が倒れることがある。 ●補強されていないブロック塀が崩れることがある。 	<p>7</p>  <p>【震度7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。 ●耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ●耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。 <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p>		

地震が起きたら

あわてず、まず身の安全を!!

緊急地震速報を見聞きしたら

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
- 近づくな、門や扉、自動販売機やビルのそば
- 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- 海岸でぐらっときたら高台へ
- あわてた行動、けがのもと

家財の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!



国土交通省 気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4 電話:(03)3212-8341(代表)
ホームページアドレス <http://www.jma.go.jp/>

平成21年3月31日

出典：気象庁ホームページ『震度について』

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/shindokai.html>

＜地震関係 ◆出典のまま＞

緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことです。

緊急地震速報を発表してから強い揺れが到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合いません。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もあります。緊急地震速報を適切に活用するために、こうした限界を知っておきましょう。

出典：気象庁ホームページ『緊急地震速報とは』

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/shikumi/whats-eew.html>

東海地震に関連する情報

■東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報です。東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表します。この情報で示されるカラーレベルは、「赤」です。

■東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報です。この情報で示されるカラーレベルは、「黄」です。

■東海地震に関連する調査情報(臨時)

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報です。その変化の原因についての調査の状況を発表します。この情報で示されるカラーレベルは、「青」です。

■東海地震に関連する調査情報(定例)

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）で評価した調査結果を発表します。この情報で示されるカラーレベルは、「青」です。

出典：気象庁ホームページ『東海地震に関連する情報の種類と流れ』

http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/tokai/tokai_info_transmit.html

※法令に関しては、Ⅶ－2「地震対策関係法令」p.48～参照。

＜津波関係 ◆出典のまま＞

種類	発表基準	予想される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

津波警報・注意報と避難のポイント

- ・ 震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来間に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- ・ 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難しましょう。
- ・ 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・ 津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

出典：気象庁ホームページ『津波警報・注意報、津波情報、津波予報について』

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>

＜気象関係＞

気象警報等発表時における市町村や住民の対応例

気象警報等の種類			市町村の対応	住民の行動
大雨	(土砂災害)	大雨特別警報(土砂災害)	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ 特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 避難の呼びかけ 必要地域に避難勧告・指示 応急対応態勢確立 必要地域に避難準備(要援護者避難)情報 避難場所の準備、開設 警報の住民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに命を守る行動をとる(避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる) 早めの自主避難、又は市町村の勧告・指示による避難 暴風警報については、安全な場所に退避 日頃と異なったことがあれば、市役所などへ通報 危険な場所に近づかない 避難の準備をする
	(浸水害)	大雨特別警報(浸水害)		
土砂災害警戒情報				
特別警報(重大な災害の起こるおそれが大きい)				
警報(重大な災害の起こるおそれ)				
注意報(災害の起こるおそれ)			<ul style="list-style-type: none"> 警戒すべき区域の巡回 注意呼びかけ 気象情報や雨量の状況を収集 担当職員の連絡態勢確立 	<ul style="list-style-type: none"> 非常持出品の点検 避難場所の確認 窓や雨戸など家の外の点検 テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入力 気象情報に気をつける
大雪	大雪特別警報	大雪警報		
暴風雪	暴風雪特別警報	暴風雪警報		
波浪	波浪特別警報	波浪警報		
高潮	高潮特別警報	高潮警報		
暴風	暴風特別警報	暴風警報		
大雨	大雨特別警報(浸水害)	大雨警報(浸水害)		
大雨	大雨特別警報(土砂災害)	大雨警報(土砂災害)		
大雨	大雨注意報	大雨注意報		
暴風	暴風特別警報	暴風警報		
暴風	暴風注意報	暴風注意報		
波浪	波浪特別警報	波浪警報		
波浪	波浪注意報	波浪注意報		
高潮	高潮特別警報	高潮警報		
高潮	高潮注意報	高潮注意報		
暴風	暴風特別警報	暴風警報		
暴風	暴風注意報	暴風注意報		
大雨	大雨特別警報(浸水害)	大雨警報(浸水害)		
大雨	大雨特別警報(土砂災害)	大雨警報(土砂災害)		
大雨	大雨注意報	大雨注意報		
暴風	暴風特別警報	暴風警報		
暴風	暴風注意報	暴風注意報		
波浪	波浪特別警報	波浪警報		
波浪	波浪注意報	波浪注意報		
高潮	高潮特別警報	高潮警報		
高潮	高潮注意報	高潮注意報		
暴風	暴風特別警報	暴風警報		
暴風	暴風注意報	暴風注意報		
大雨	大雨特別警報(浸水害)	大雨警報(浸水害)		
大雨	大雨特別警報(土砂災害)	大雨警報(土砂災害)		
大雨	大雨注意報	大雨注意報		
暴風	暴風特別警報	暴風警報		
暴風	暴風注意報	暴風注意報		
波浪	波浪特別警報	波浪警報		
波浪	波浪注意報	波浪注意報		
高潮	高潮特別警報	高潮警報		
高潮	高潮注意報	高潮注意報		
暴風	暴風特別警報	暴風警報		
暴風	暴風注意報	暴風注意報		
大雨	大雨特別警報(浸水害)	大雨警報(浸水害)		
大雨	大雨特別警報(土砂災害)	大雨警報(土砂災害)		
大雨	大雨注意報	大雨注意報		
暴風	暴風特別警報	暴風警報		
暴風	暴風注意報	暴風注意報		
波浪	波浪特別警報	波浪警報		
波浪	波浪注意報	波浪注意報		
高潮	高潮特別警報	高潮警報		
高潮	高潮注意報	高潮注意報		
暴風	暴風特別警報	暴風警報		
暴風	暴風注意報	暴風注意報		
大雨	大雨特別警報(浸水害)	大雨警報(浸水害)		
大雨	大雨特別警報(土砂災害)	大雨警報(土砂災害)		
大雨	大雨注意報	大雨注意報		
暴風	暴風特別警報	暴風警報		
暴風	暴風注意報	暴風注意報		
波浪	波浪特別警報	波浪警報		
波浪	波浪注意報	波浪注意報		
高潮	高潮特別警報	高潮警報		
高潮	高潮注意報	高潮注意報		
暴風	暴風特別警報	暴風警報		
暴風	暴風注意報	暴風注意報		
大雨	大雨特別警報(浸水害)	大雨警報(浸水害)		
大雨	大雨特別警報(土砂災害)	大雨警報(土砂災害)		
大雨	大雨注意報	大雨注意報		
暴風	暴風特別警報	暴風警報		
暴風	暴風注意報	暴風注意報		
波浪	波浪特別警報	波浪警報		
波浪	波浪注意報	波浪注意報		
高潮	高潮特別警報	高潮警報		
高潮	高潮注意報	高潮注意報		
暴風	暴風特別警報	暴風警報		
暴風	暴風注意報	暴風注意報		

出典：気象庁ホームページ「気象警報等と、とるべき行動」『特別警報について』

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/index.html>

○ その他の気象関係の知識や災害時の留意点については、以下が参考になる。

気象庁 災害から身を守るための情報

検索

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/fukyu_portal/

<竜巻関係 ◆出典のまま>

竜巻発生の前兆

- ▼青空から一転して、真っ黒な雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- ▼雷鳴が聞こえたり、雷光がみえたりする ▼急に冷たい風が吹いてくる
- ▼大粒の雨や「ひょう」が降り出す ▼ゴーという音が聞こえる
- ▼気圧の変化で耳に異常を感じる

このような変化に気がいたら、どうすればいいのでしょうか？

例えば、屋外では、車や物置などが吹き飛ばされたり、電柱や木が倒れてくる可能性がありますから、直ちに鉄筋コンクリートなどの頑丈な建物に入り、身を守って下さい。次の項目は、そうした注意点を気象庁がまとめたものです。

竜巻から身を守るための行動

≪屋内にいる場合≫

- ▼窓を開けない ▼窓から離れる ▼カーテンを引く
- ▼雨戸・シャッターをしめる ▼地下室や建物の最下階に移動する
- ▼家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する
- ▼部屋の隅・ドア・外壁から離れる ▼頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る

≪屋外にいる場合≫

- ▼橋や陸橋の下に行かない ▼飛来物に注意する ▼近くの頑丈な建物に避難する
(車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。適当な避難場所が見つからない場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る。)

「竜巻が起きたことはないよ」、「ここなら安全だよ」など、思いこみは危険です。竜巻は全国各地で、突然、発生しています。「竜巻から身を守るための行動」をよく理解し、家庭や職場で読み合わせ、安全な場所、身を守る行動を確認し合い、いざというときに備えましょう。

出典：「夏から秋に多発！！風水害から身を守ろう」『平成25年度広報誌ぼうさい（第71号）』

＜土砂災害関係 ◆出典のまま＞

土砂災害警戒情報とは

大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。

土砂災害警戒情報の利用上の留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としています。

しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできません。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていません。

土砂災害から身を守るために知っておきたいポイント

土砂災害は一瞬にして、尊い生命や家屋などの貴重な財産を奪うなど、甚大な被害をもたらします。土砂災害の被害を防ぐためには、一人ひとりが土砂災害から身を守るように備えておくことが重要です。そのために知っておくべき、3つのポイントを紹介します。

- (1) 住んでいる場所が「土砂災害危険箇所」かどうか確認する。
- (2) 雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意する。
- (3) 早めの避難が重要。

また、土砂災害警戒情報等が発表されていなくても、斜面の状況には常に注意を払い、普段とは異なる状況（一般に「土砂災害の前兆現象」と言います）に気がついた場合には、直ちに周りの人と安全な場所に避難するとともに、市町村役場等に連絡してください。

日頃から危険箇所や避難場所、避難経路を確認しておくことも重要です。

出典：気象庁ホームページ『土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報』

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html>

土砂災害の前兆現象

土砂災害の種類	がけ崩れ	地すべり	土石流
			
特徴	<p>斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然崩れ落ちる現象。崩れ落ちるまでの時間がごく短いため、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことが多い。</p>	<p>斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。土塊の移動量が大きいため甚大な被害が発生。</p>	<p>山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象です。時速 20~40km という速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。</p>
主な前兆現象	<ul style="list-style-type: none"> ■ がけにひび割れができる ■ 小石がパラパラと落ちてくる ■ がけから水が湧き出る ■ 湧き水が止まる・濁る ■ 地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地面がひび割れ・陥没 ■ がけや斜面から水が噴き出す ■ 井戸や沢の水が濁る ■ 地鳴り・山鳴りがする ■ 樹木が傾く ■ 亀裂や段差が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 山鳴りがする ■ 急に川の水が濁り、流木が混ざり始める ■ 腐った土の匂いがする ■ 降雨が続くのに川の水位が下がる ■ 立木が裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる

出典：内閣府大臣官房政府広報室「土砂災害の危険箇所は全国に 52 万箇所！土砂災害から身を守る 3 つのポイント」『政府広報オンライン』平成 25 年 6 月 20 日
<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201106/2.html>

VI-2 災害情報の入手方法

気象情報などの入手方法は、あらかじめリスト化するなどして整理しておくことで、災害時にあわてずに行動できる。そのため、普段からリスト化した入手方法に基づいて、実際に情報収集するようにしておくことも必要である。

また、職員だけでなく入所者の家族などと、リスト化などした入手方法を共有することで、異なる情報源を使用することによる混乱を避けることができる。

- 緊急地震速報など、様々な防災情報をメールなどで配信するサービスがある。
※市町村によっては、独自に防災情報を提供している場合がある。

<ホームページ>

千葉県 防災ポータルサイト

検 索

<http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/>

銚子地方気象台

検 索

<http://www.jma-net.go.jp/choshi/>

千葉県 土砂災害警戒情報システム

検 索

<http://dosyabo.bousai.pref.chiba.lg.jp/>

<携帯端末（メールによる情報配信も受けられる。）>

千葉県防災ポータルサイト	千葉県土砂災害警戒情報システム
	

<ラジオ（県の地域防災計画 東4-6、7より）>

	NHK千葉FM放送	ニッポン放送	ベイエフエム
千葉周辺	80.7 MHz	1242 KHz	78.0 MHz
館山地区	79.0 MHz		77.7 MHz
白浜地区	82.9 MHz		79.7 MHz
勝浦地区	83.7 MHz		87.4 MHz
銚子地区	83.9 MHz		79.3 MHz

Ⅵ-3 ライフラインの停止

阪神・淡路大震災や東日本大震災などでは、ライフラインが長期にわたって停止し、災害対応がより困難になるという状況が生じた。

また、東日本大震災では交通規制や生産地の被災などで、必需品などが供給されず、直接の被災地ではなくとも、物資を調達できないという状況が生じた。

- 停電になると、医療機器や冷暖房、照明、その他の電化製品などが使用できなくなる。特に医療機器については、代替手段を検討することが必要である。
- 断水になると、飲料水の確保や排泄、炊事、洗濯、入浴、手洗いなどができなくなる。衛生的な配慮が特に必要な施設は、対策が必要である。
- ガスが停止すると、暖房や炊事、入浴などができなくなる。食事への配慮が特に必要な施設は、代替手段を検討することが必要である。
- 耐震などの安全装置のついた設備は、専門家や事業者でないと安全装置を解除できず、結果的にライフラインの停止につながる場合がある。
- おむつや排泄物、使い捨て用品などのゴミが増加する一方、通常と同様のゴミ処理や回収が滞る場合があり、衛生管理に特別な配慮をする必要が生じる。

<過去の災害におけるライフラインの復旧日数 ◆出典をもとに編集・作成>

	阪神・淡路大震災 平成7年1月17日	新潟県中越沖地震 平成19年7月16日	東日本大震災 平成23年3月11日
電 気	6日	2日	99日
ガ ス	85日	42日	54日
電 話	14日	0日（固定電話）	不詳
上水道	91日	19日	不詳
下水道	94日（仮復旧）	29日	不詳

出典：兵庫県『阪神・淡路大震災一兵庫県の1年の記録』平成8年6月

新潟県『中越沖地震によるライフライン被害状況（第57報）』平成19年8月27日

中央防災会議『東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する

専門調査会報告 参考図表集』平成23年9月28日

VI-4 通信・交通機関の混乱

災害発生に伴い通信障害が発生すると、関係機関への通報や入所者の家族への連絡、休暇職員への出勤要請などができないという状況が生じる。

- 電話やインターネットなどが一時的に使用できなくなり、入所者の家族や職員などと連絡が取れない場合がある。
- 災害伝言ダイヤルや携帯端末メールなど、代替の通信手段を検討して確保することが必要である（対応についてはⅢ-3「連絡体制の整備」p.16参照）。
- 停電により、通信機器が使用できない場合がある。
- 発災直後は、電話などの輻輳^(*)を避けるため、必要な場合を除いて通信機器の使用を控えることが必要になる場合がある。

() 一時的に多くの通話発信(通信)が集中し、通信障害が生じること*

災害発生に伴う交通機関のマヒ、道路の渋滞や交通規制などが生じる。

- 土砂災害や液状化、クラック、信号機故障などにより、緊急車両などの優先通行や交通規制が行われ、普段は発生しない場所での渋滞^(*)や通行止めなどが、一時的に発生する場合がある。
() 迂回車両の増加やガソリンスタンド付近での給油待ちの列など*
※過去の被災経験や地理的条件から、あらかじめ対応を想定しておくことができる場合もある。
- 入所者の家族や職員などが帰宅困難者となる場合や、災害時に自宅などにいた職員が、施設に参集・出勤できない場合がある。
※帰宅困難者の発生を避けるため、状況に応じて施設での一時滞在を促すことが必要になる場合もある。
- 土砂災害などで道路が寸断され、施設が孤立する場合がある。

VI-5 応急的な一時滞在

大規模災害に伴う交通機関のマヒなどが発生した場合、帰宅困難者となった入所者の家族や職員などが施設に一時滞在（宿泊含む）するという状況が生じる。また、地域の方などが助けを求めて避難してくる場合などがある。

- 大規模災害が発生した場合は、一斉帰宅を抑制するため、入所者の家族や職員などをあえて施設に一時滞在させることが必要になる場合もある。
- 緊急的な入所やショートステイの受け入れを、県や市町村などから要請される場合がある。
 - ※緊急的な入所やショートステイは福祉関係法令のルールに則る（福祉避難所としての受け入れについては、IV-2「福祉避難所の指定」p.26参照）。
 - ※定員を超過する場合は、受け入れの可否について施設を所管する行政機関に確認することが必要である。
- 施設に滞在する人員の増加により、本来の入所者へのサービスの質の確保が問題になる。
- ◎ 応急的な一時滞在について入所者などに事前に説明し、理解を得ておくことが望ましい。
- 応急的な一時滞在は無期限に実施することはできないため、普段の施設の運営にいずれは戻さなければならない。滞在者には期間や条件などを事前に説明し、滞在終了のための準備を支援することが必要になる場合がある。
- 職員などの応急的な一時滞留については、連絡できなければ、不安を与えてしまう場合があるため、家族などの理解をあらかじめ得ておく必要がある。
- 普段は施設と関わりがない一時滞在者には、施設内部の紹介や案内、入所者の特性や性格などの、オリエンテーションを実施することが必要になる場合がある。
- ◎ これらの事態（応急的一時滞在）に発災後に対応することは困難であり、混乱を招く恐れがあるため、一時滞在者の受け入れを想定して事前にマニュアル化することが望ましい。
 - ※II-2「防災マップ」p.5は、このマニュアルに一部転用できる。

VI-6 応急的な人員体制

大規模災害が発生した場合、本人やその家族などの被災により職員が出勤できず、他施設の応援職員や災害ボランティアの派遣を受入れるなど、普段とは異なる応急的な人員体制で業務を行わなければならない状況が生じることがある。

- 被災や交通機関のマヒなどにより、全ての職員が普段と同様に出勤できるとは限らない。この場合、一時的には出勤可能な職員だけの対応となるため、他施設の応援職員や災害ボランティアの派遣受入れが必要になる場合がある。
- どの程度の職員不足で派遣を要請するか、どこに派遣を要請するか、支援者にどのような仕事を任せるか、支援者の食事や宿泊先はどうする（用意する）か、費用負担はどうするか、期限をいつまでとするか、などが問題となる。
※派遣される支援者が、他施設の応援職員か災害ボランティアかで異なる。
- 普段は施設と関わりがない支援者には、施設内部の紹介や案内、入所者の特性や性格、実施して欲しい業務とその方法、役割分担などの、オリエンテーションを実施することが必要になる場合がある。
- ◎ これらの事態（応急的な人員体制）に発災後に対応することは困難であり、混乱を招く恐れがあるため、支援者の受入れを想定して事前にマニュアル化することが望ましい。

※Ⅱ-2「防災マップ」p.5、Ⅲ-4「入所者の特性に応じた準備」p.18、Ⅲ-5「入所者の個別情報の整理」p.19などは、マニュアルに一部転用できる。

VI-7 二次災害

ある災害の発生が原因（誘因）となり、別の災害が発生する場合がある。

災害が複合的に発生した場合、又は悪天候のときや真夏・真冬、夜間に災害が発生した場合、対応がより一層困難になるという状況が生じる。

- 大規模な地震が発生すると、断続的に大きな余震が続く場合がある。また、東海地震などの別の地震が誘発する危険性もあり、地震発生後もしばらくは災害情報の入手に努めることが必要である。
- 二次災害としての火災は、火元となるコンロからの出火やストーブなどの転倒、周辺施設などからの延焼や類焼から発生する。
※地震や風水害の発生に伴い火災が発生した場合には、大きな被害につながるため、防火には最大限の注意と配慮が必要である。
- 地震が発生した場合、沿岸部や河川の河口付近では津波、地盤の弱い地域では液状化、山間部などでは土砂災害に注意することが必要である。
- 津波は河川や水路などを遡上^(*)する場合があります、沿岸部でなくとも津波被害が発生する可能性がある。
(*) 津波が流れをさかのぼること
- 地震と暴風雨が連続・同時的に発生する場合や、暴風雨が数日間続くことにより、大規模な土砂災害や洪水を引き起こす場合がある。
- 台風の場合、避難準備情報等の発令後に暴風雨となり、立退きが困難になる恐れが想定されるので、台風情報を十分確認し、早目に非難することが必要である。
- 被災により消防用設備等や防火設備、避難設備などについて、不具合が発生する場合がある。
- 消防署や警察署などの行政機関が災害により機能不全に陥り、二次災害の発生防止や被害拡大への対応が滞る場合がある。
※普段から、自助・共助の体制を築いておくことが重要である。

VI-8 心のケア

発災後に見られる心の変化は、誰にでも起こる正常な反応で、多くは時間とともに回復する。しかし、入所者や職員に以下の表に示すような変化や心配が長引く場合、心のケアの専門機関に相談することが必要になる。

<発災後に見られる心の変化の例>

気持ちが落ち着かなくなる	<ul style="list-style-type: none">■ 急かされているような感じがする。■ イライラしやすくなる。■ どうして自分がこんな目に合わなくてはならないのかと怒りがこみ上げてくる。■ そわそわして、じっとしてられない。
恐怖感・不安感におそわれる	<ul style="list-style-type: none">■ 体験したことが怖くてたまらない。■ 将来に希望が持てなくて不安になる。■ 物音に敏感になる。
孤独感や無力感を感じる	<ul style="list-style-type: none">■ 悲しさやさびしさが強くなる。■ 自分がとても無力に感じる。■ 何に対しても無関心・無感動で、こころが動かない感じがする。
日常生活のリズムが乱れる、体調が整わない	<ul style="list-style-type: none">■ 疲れがとれない。■ 眠れない、悪夢をみる、朝早く目が覚める。■ 吐き気・食欲不振・胃痛・下痢・便秘などが起きやすくなる。■ じっとしていても胸がドキドキしたり、急に汗が出たりする。

出典：千葉県精神保健福祉センター『災害後のこころのケアについて』

<http://www.pref.chiba.lg.jp/cmhc/kokoronokea.html>

○ 災害時の心のケアに関しては、以下も参考になる。

文部科学省 子どものこころのケアのために

検索

http://www.jrc.or.jp/vcms_lf/care2.pdf

日本赤十字社 災害時のこころのケア

検索

http://www.jrc.or.jp/vcms_lf/care2.pdf

※日本赤十字社『災害時のこころのケア』は、本来は有償頒布しているが、期間限定で無償公開されている（平成26年4月1日現在）。

Ⅶ 防災に関係する法令知識

Ⅶ-1 基本的な法令

ここに記載しているのは、防災に関する基本的な法令である。

これらの法令を理解することで、国や県、市町村がどのような役割分担で防災対策を実施するのかを知ることができる。

災害対策基本法

- 災害対策の基本を定めた法律で、「災害予防」「応急措置」「災害復旧」の実施に関して、第1次的な責任主体である市町村には広範な責務と権限が規定されている（法5条、46条、50条、87条など）。
- 国は総合調整（法3条）、県は市町村の援助などを行う（法4条）。
- 災害への備えや防災活動への参加、教訓の伝承などの取組により、防災に寄与する努力義務が、住民などにも課せられている（法7条）。
- 県と市町村は「地域防災計画」を定める義務があり（法40条、42条）、最上位計画である国の「防災基本計画」（法34条）、中央省庁などの「防災業務計画」（法36条）に基づいて作成することとなる。
- 発災時にはこの法令などに基づき、市町村が避難指示などの発令や被災者救助などの具体的な対応を実施する（法60条など）。
- 著しく激甚である災害（いわゆる「激甚災害」）が発生した場合、国から県や市町村などに特別な財政援助が行われる（法97条など）。

災害救助法

- 大規模な災害の場合に適用される法律で、災害対策基本法に基づく市町村による救助のほかに、県がこの法律に基づく救助を行う（法2条）。
- 県が実施する救助としての避難所の設置や運営など（法4条）は、市町村に委任することができ（法13条）、委任されていない救助についても、市町村は県の救助を補助することとなる。
- 「福祉避難所^(*)」に指定された施設が、市町村等からの依頼に基づき被災者を受け入れた場合には、市町村等から費用弁償が受けられる。

(*) 市町村により指定され、生活に特別な配慮を必要とする、施設入所に至らない方が二次的に利用する避難所

VII-2 地震対策関係法令

地震対策に関する法律は、地震対策に関する財政措置、国や県、市町村などの取組み、地震ごとに地震防災が特に必要な地域の指定などについて定めている。

建築物の所有者や管理者などに義務が課されている場合があり、施設長や防災担当ではない一般職員も、法令の基本的な内容を理解しておくことが望ましい。

- 千葉県内の一部地域（太平洋及び富津市以南の東京湾沿岸の全市町村）は、南海トラフ地震防災対策の推進地域として、平成26年3月28日付けで新たに指定された。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

- 南海トラフ地震^(*)を念頭に制定された法律で、国や県、市町村などが実施する地震・津波対策などを定めている（法1条）。

(*) 平成25年度の法改正で東南海・南海地震から名称変更となった。

- 南海トラフ地震の防災対策を推進する必要がある「推進地域」において、津波により水深30cm以上の浸水が想定される区域内的の社会福祉施設等は、指定のあった日から6カ月以内に消防計画に「南海トラフ地震防災規程」を定め、消防機関へ届出を行い、併せて市町村にその写しを送付する。消防計画を作成しない施設にあつては「対策計画」を作成し、県へ届出を行い、市町村へその写しを送付する。

<対象となる社会福祉施設等（令3条十四）>

授産施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設、売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第12項に規定する障害者支援施設、同条第26項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第27項に規定する福祉ホーム

大規模地震対策特別措置法

- 東海地震を念頭に制定された法律で、東海地震の予知を前提に国や県、市町村などが実施する地震防災・応急対策を定めている。
- 東海地震の発生を予知した場合、気象庁から「地震予知情報」が発表され、その報告を受けて内閣総理大臣が「警戒宣言」を発令した場合、国や「強化地域^(*)」などでは社会的混乱の発生防止を目的として、交通規制などの「警戒態勢」がとられる（法9条など）。

(*) 東海地震の対策強化の必要があると指定された地域で（法3条）、当該地域の都道府県と市町村、施設管理者などには様々な義務が課される（法6条、7条など）。

- 千葉県内は「強化地域」に指定されていないため、各施設には特別な義務は発生しない。しかし、東海地震を正しく理解し、防災対策において配慮することが望ましい（「千葉県地域防災計画」第2編附編）。
- ※東海地震が発生した場合、県内のほぼ全域で震度5強程度の揺れが発生すると想定されており、警戒宣言に基づき交通規制などが実施される場合がある。

その他の地震対策関係法令

■地震防災対策特別措置法

地震防災対策の実施に関する目標の設定などを定めた法律で、同法に基づき作成した「千葉県地震防災戦略」では、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群の地震について、被害想定を行っている。

■首都直下地震対策特別措置法

首都直下地震を念頭に制定された法律で、千葉県内全域が緊急に地震防災対策の必要な地域として指定されており、震度5弱～6強の揺れ、沿海部では津波高3m以上の発生が想定されている。

Ⅶ－３ 津波対策関係法令

津波防災地域づくりに関する法律は、津波防災が特に必要な地域の指定や開発行為の制限などの津波防災対策を定めている。

現在千葉県では「津波災害警戒区域」は指定されていない（平成26年4月1日現在）。しかし、今後指定された場合には、下記の義務が生じるため、施設長や防災担当ではない一般職員も、法令の基本的な内容を理解しておくことが望ましい。

- 「津波災害警戒区域」内にある一部の社会福祉施設等^(*)の所有者などに対しては、利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な措置などに関する「避難確保計画」を作成・公表し、市町村長に報告（変更の場合も含む）する義務がある（法71条①）。

() 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要がある「避難促進施設」である（法71条①二）。*

- 「避難促進施設」の所有者などは、「避難確保計画」の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告する義務がある（法71条②）。

- 「避難確保計画」の作成にあたっては、国土交通省が作成した「避難確保計画作成の手引き」を参照できる。

津波防災地域づくりに関する法律について

検 索

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>

＜避難促進施設となる社会福祉施設等 令19条 抜粋＞

- 一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設
- 二 （略）
- 三 病院、診療所及び助産所

その他の事項

■津波浸水想定（法8条）

国が定める「基本指針」に基づき、県が実施する「基礎調査」の結果を踏まえて県が設定する、津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深である。

■津波災害（特別）警戒区域（法53条、72条など）

国が定める「基本指針」に基づき、県が設定した「津波浸水想定」を踏まえて、県が指定する区域である。

※社会福祉施設等が「津波災害警戒区域」に所在している場合、施設の名称及び所在地が当該市町村の地域防災計画に記載される。

Ⅶ-4 消防法令

消防法は、火災の予防・警戒・鎮圧や傷病者の救急、地震などを含めた災害による被害の軽減を図るための法律で、防火（火災予防）対策、危険物の取扱いや消防用設備等の基準を定めている。

建築物の所有者や管理者などに義務が課されている場合があり、施設長や防災担当ではない一般職員も、法令の基本的な内容を理解しておくことが望ましい。

- 消防法令の規制や義務は、その社会福祉施設等が消防法施行令別表第1（以下「令別表第1」という。）の、どこに分類されるかによって異なる。

＜令別表第1（6）項イ、ロ 部分抜粋＞

イ 病院、診療所又は助産所

ロ 次に掲げる防火対象物

- (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
- (2) 救護施設
- (3) 乳児院
- (4) 障害児入所施設
- (5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（5）において「短期入所等施設」という。）

＜令別表第1（6）項ハ 部分抜粋＞

ハ 次に掲げる防火対象物

- (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ（1）に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
- (2) 更生施設
- (3) 助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
- (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）
- (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（5）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）

※この別表（部分抜粋）は、平成27年4月1日から施行（適用）される、改正後の令別表第1に基づいている。

なお、令別表第1のどこに分類するかは、消防署が施設毎に判断する^(*)が、社会福祉施設等は概ね令別表第1（6）項ロ又はハに分類され、多くの義務や規制が課されている。

(*) 施設又は事業の名称から一律に判断されるわけではなく、各種届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案する。

◎ 消防法令の改正の際には、義務や規制で対応漏れがないかについて、個別に消防署に確認することが望ましい。

(特定) 防火対象物

- 建築物などは「防火対象物」と定義され（法2条②）、特に、多数の者が出入りする施設などは「特定防火対象物」とされる（法17条の2の5②四、令34条の4②）。

※社会福祉施設等は、概ね「特定防火対象物」とされる。

- 防火対象物の使用を開始（変更）しようとする者は、「使用開始届」を事前^(*)に消防署へ提出する義務がある（市町村火災予防条例）。

(*) 一般に使用開始（変更）の7日前まで。

※既存建物での新たな（別の）福祉サービスの開始に伴い、令別表第1の分類が変更になる場合や、収容人員が変更になる場合は届出が必要であり、義務や規制の内容が変更になる場合がある。

- 消防署は「防火対象物」などに定期的に「立入検査」を実施し、法令等に違反している場合、その結果を事業者に通知すると共に改善を求める（法4条、市町村火災予防条例、予防査察規程など）。

防火管理者

- 一定規模^(*)以上の施設の所有者などは「防火管理者」を定め、防火管理上の必要な業務を行わせなければならない（法8条①）。

(*) 施設の収容人員（令1条の2③④、規則1条の3）に基づく

令別表第1（6）項口の施設 ：入所者+従業員=10人

令別表第1（6）項イ又はハの施設：入所者+従業員=30人

- 「防火管理者」は一定の有資格者でなければならず（令3条）、その選任・解任は消防署に届け出る義務がある（法8条②）。

◎一定規模に満たない社会福祉施設等であっても、任意で防火管理者を定めることが望ましい。

<防火管理者の主な業務（法8条①、令3条の2、規則3条）>

- ①消防計画の作成、消防署への計画の届出
- ②各種訓練の定期的な実施、消防署への実施の事前届出
- ③消防用設備等の点検・整備
- ④火気の使用・取扱いに関する監督
- ⑤避難・防火上必要な構造や設備の維持管理
- ⑥収容人員の管理
- ⑦その他の防火管理上の必要な業務

＜防火管理に関する諸規定（規則3条 抜粋）＞

■ 消防計画の記載事項（第1項第1号）

- イ 自衛消防の組織に関すること。
- ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
- ハ 消防用設備等又は法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等の点検及び整備に関すること。
- ニ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
- ホ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
- ヘ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
- ト 防火管理上必要な教育に関すること。
- チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の実施に関すること。
- リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ヌ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
- ル 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項

■ 訓練に関する規定（第10項、第11項）

令別表第一（6）項に掲げる防火対象物の防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を年2回（通報訓練は年1回）以上実施しなければならない。防火管理者は消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

危険物

- 消防法令は火災予防に配慮が必要な「危険物^(*)」を定めているが（法2条⑦、法別表第1）、消防法施行令・施行規則とは別に、危険物の規制に関する政令・規則が、設備の基準等について定めている。

（*）ガソリンや軽油、灯油など

- 火災予防上の観点から、一定の数量^(*)以上についてその貯蔵や取扱いなどを行う場合に、規制や義務が発生する（法10条など）。

（*）ガソリン200リットル、軽油及び灯油1,000リットルなど

- 法令が定める数量未満で一定の数量^(*)以上の場合、市町村火災予防条例により規制や義務が発生する。

（*）ガソリン40リットル、軽油及び灯油200リットルなど

※防災対策として燃料の備蓄を行う場合、特に注意が必要である。

防災対象物品

- 令別表第1(6)項の分類に該当する社会福祉施設等は、内装などについて防災性能を有する「防災対象物品^(*)」を使用しなければならない(法8条の3、令4条の3、規則4条の3②)。

(*) カーテン、布製のブラインド、じゅうたん、ござ、合成樹脂製床シート、展示用の合板など

◎布団や枕などは防災対象物品に指定されていないが、これらの物品も延焼の媒介物と成り得る可能性が高いことから、防災性能を有する物品を使用することが望ましい。

※施設の開設当時は防災性能を有する防災対象物品を使用しているも、経年劣化による更新、入所者の持ち込みなどにより、防災性能を有しない物品が使用されていることがある。

消防用設備等

- 「防火対象物」の所有者などには「消防用設備等^(*)」を設置し、維持する義務がある(法17条など)。

(*) 消防の用に供する設備や消防用水、消火活動上必要な施設などである。令別表第1の分類や規模、構造などに応じて設置すべき設備や施設などが異なる(法17条、市町村火災予防条例)。

※社会福祉施設等におけるスプリンクラーや自動火災報知機などの設置義務が拡大しており、適法な状態かを消防署に確認する必要がある。

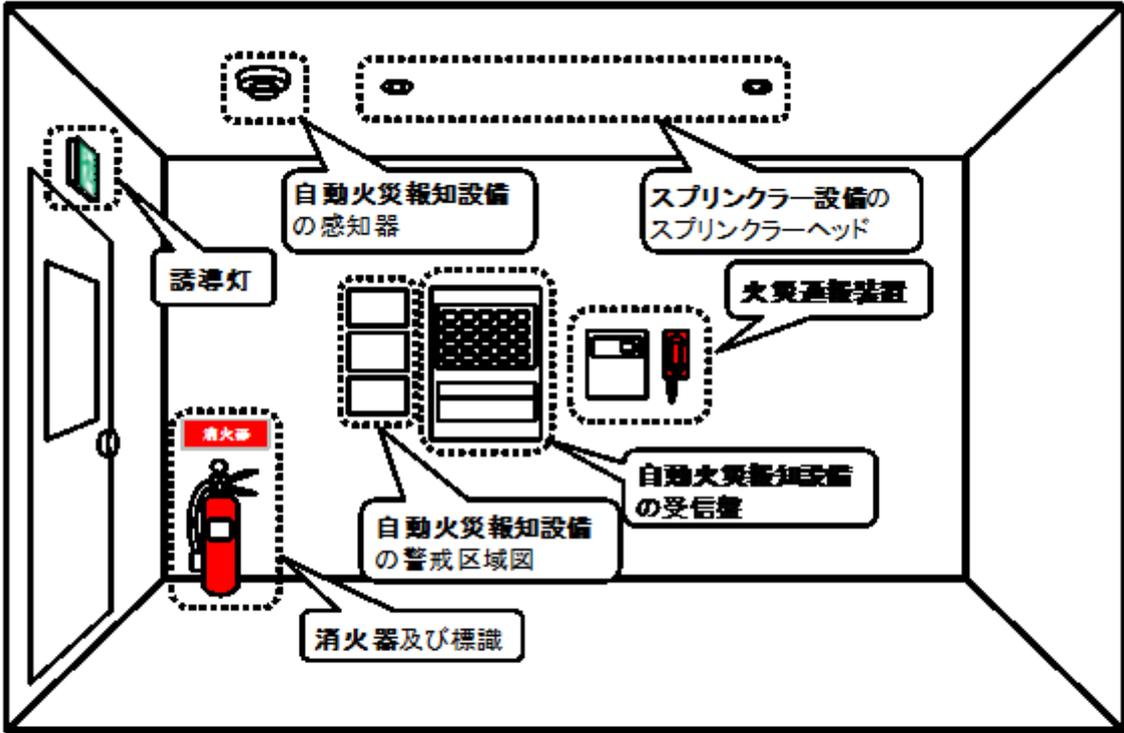
- 「特定防火対象物」は例外的に法改正が遡及適用され、既に設置済みの「消防用設備等」についても、改正後の基準を満たさなければならない場合がある(法17条の2の5②四)。

- 「特定防火対象物」に「消防用設備等」を設置する場合、面積により緩和される場合もあるが、消防署に届出て検査を受ける義務がある(法17条の3の2、令35条)。

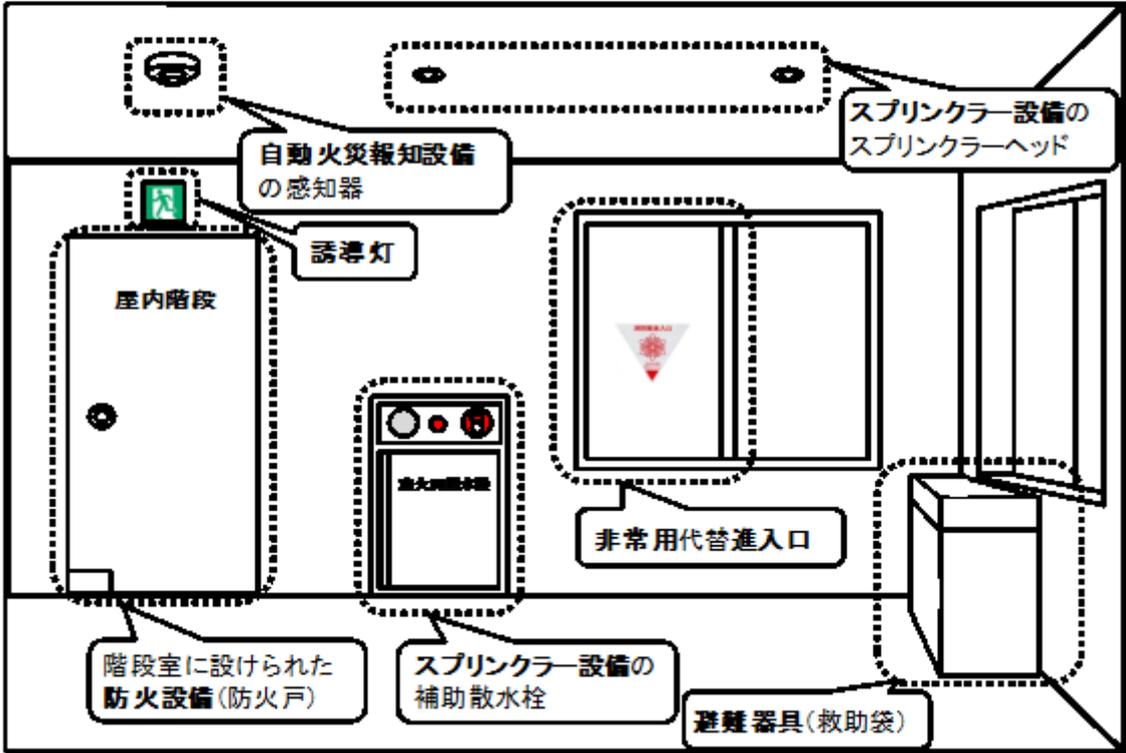
- 施設の所有者などは「特定防火対象物」に設置した消防用設備等を定期的(機器点検:6カ月に1回、総合点検:1年に1回)に点検し、その結果を消防署に報告(年1回)しなければならない(法17条の3の3)。なお、消防法施行令で定めのある施設は、有資格者による点検を受ける義務がある(同条、令36条②)。

※各消防用設備等の種類や役割などについては、<消防用設備等の点検ポイント>P.9参照。

社会福祉施設における消防用設備等の設置例



設置例①(事務室等)



設置例②(3階以上の廊下)

VII-5 建築基準法令

建築基準法は、防火・防災、衛生などの建築物の安全確保を図るための法律で、建築物の構造、設備、用途及び敷地に関する基準を定めている。

建築物の所有者や管理者などに義務が課されている場合があり、施設長や防災担当ではない一般職員も、法令の基本的な内容を理解しておくことが望ましい。

- 建築基準法上の義務等は用途により異なる。用途は建築確認時の申請内容等を基に判断することとなる。多数の者が利用する建築物は、災害の発生に特に配慮が必要であるが、一定規模以上の社会福祉施設等の多くは「(準)耐火建築物」でなければならないとされている(法27条、別表第1、令115条の3など)。

※社会福祉施設は建築基準法令だけでなく、各施設の条例基準などを根拠に、(準)耐火建築物でなければならないとされている。

建築物関係

■ (準)耐火構造

壁や柱、床などが耐火性能に関しての一定の基準に適合する場合で、鉄筋コンクリート造や鉄骨造などの構造が該当する(法2条)。

■ (準)耐火建築物

主要構造部が「(準)耐火構造」、又は一定の基準を満たし、かつ、「防火設備」などについても、一定の基準を満たしている建築物である(法2条)。

手続義務関係

- 建築物の新築や増改築、修繕など行う場合、又は、建築物の用途を変更する場合は、「建築確認申請」をする義務がある(法6条、87条)。

- 建築物の所有者などは、その建築物の構造、建築設備及び敷地を常時適法な状態に「維持保全」する努力義務がある(法8条)。

※「維持保全」を怠り、(準)耐火建築物としての基準を満たさない状態となった場合、社会福祉施設の基準条例の違反となってしまう場合がある。

- 一定規模以上の建築物の所有者などには、その建築物の敷地、構造、建築設備^(*)及び昇降機等について、定期的(建築物は2年又は3年ごと、建築設備及び昇降機等は毎年)に建築士などにその状況を調査させて、その結果を県又は市の建築担当部署に報告する義務がある(法12条①③)。

(*) 換気設備や排煙設備、非常用の照明設備、給排水設備、昇降機等

防火設備等関係

■（特定）防火設備

火災の発生や伝播、拡大の防止などのために設置される設備（構造などを含む）で、「防火戸」などである（令109条①など）。

■防火上主要な間仕切壁

特に防火上主要な間仕切り壁は、小屋裏又は天井裏に達するようにし、防火性の高い構造としなければならない（令114条②）。

■防火区画

一定面積ごと、又は階段やエレベーターの昇降路などの部分の、防火性能の高い構造の壁や床、防火設備等による区画をいう（令112条）。

■内装制限

居室や避難経路となる廊下、階段などの通路の壁及び天井の仕上げに、防火性の高い製品を使用する義務をいう（法35条の2、令129条）。

避難施設等関係

■避難施設等

災害時における避難経路の確保などのために設置される施設（設備や構造などを含む）で、廊下や階段、出入口、排煙設備などである（令5章）。

■廊下の幅、直通階段、避難階段

廊下の幅を確保し、地上に出られる階まで通じる直通階段を設置しなければならない。また、建築物によっては、2つ以上の直通階段や防火性能の高い（特別）避難階段が必要な場合がある（令119条～123条）。

■屋外の避難階段や出口の施錠装置

避難階段や屋外への出口の戸の施錠装置は、屋内から鍵を用いることなく解錠できなければならない（令125条の2）。

■排煙設備

防煙壁による区画や、手動で開放できる装置を設けた排煙口などを設置しなければならない（令126条の2）。

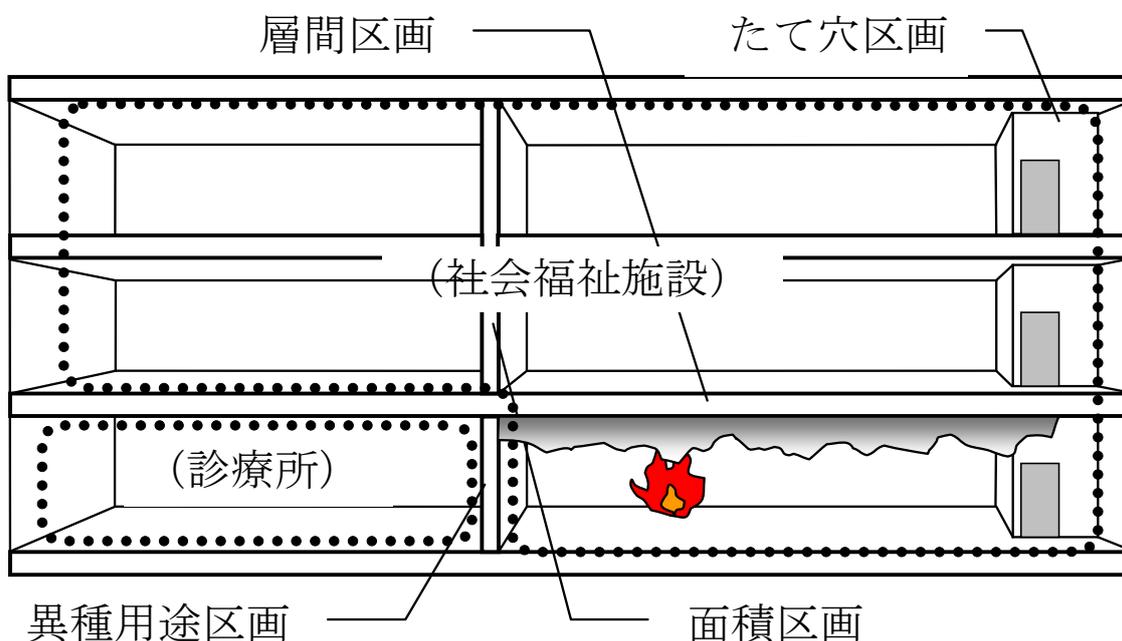
■非常用の照明装置

居室や廊下、階段などには、非常用の照明装置を設置しなければならない（令126条の4）。

■非常用の進入口

災害時の消防隊の進入用に、高さ3.1m以下の部分にある3階以上の階には、非常用の進入口を設置しなければならない（令126条の6）。

<防火区画の例>



・面積区画

大規模な建築物の延焼を防止するため、一定の面積以内ごとに壁や床、防火設備等で防火区画し、火災を局所的に抑えようとする区画である。

・たて穴区画

階段や吹き抜け、エレベーターなどが、火災発生時に煙突のような役割を果たしてしまい、有害な煙や火炎の熱を上階に伝えてしまうことを防ぐために設ける区画である。

・異種用途区画

同じ建物の中に異なる用途が混在し、それぞれの管理方法が異なる場合、火災発生時の条件が異なり、発生にも気づきにくいいため、被害の拡大を食い止めるために設ける区画である。

※各防火設備等や避難設備等の種類や役割などについては、Ⅱ-5「防災に係る設備等の維持管理」P. 10～参照。

- ◎ 施設の増築や改修、リフォームなどを行う場合は、たとえ小規模であっても、建築基準法令上の基準を満たすよう、建築士などの専門家に確認を受けることが望ましい。

Ⅶ－６ 水防法令

水防法は、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒・防御し、被害の軽減を図るための法律で、県や市町村の水防組織や水防活動などについて定めている。

平成２５年度に施行した改正水防法により、努力義務などが創設された。

- 浸水想定区域内にある一部の社会福祉施設等^(*)の所有者などに対しては、利用者の洪水時の避難の確保を図るため、必要な措置などに関する計画の作成や訓練の実施、自衛水防組織の設置が努力義務とされた（法１５条の３①）。

(*) 主として高齢者や障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮が必要な者が利用する「要配慮者利用施設」である（法１５条①三ロ）。

- ◎ 該当する施設にあつては、努力義務の実施が望ましい。

- 施設が計画を作成した場合、又は自衛水防組織を設置した場合、市町村長に報告（変更報告を含む）する義務がある（法１５条の３②）。

- 計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織については、次の機関に相談できる。

<災害情報普及支援室（国土交通省 関東地方整備局）>

江戸川河川事務所

検 索

<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/index.html>

利根川下流河川事務所

検 索

<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonege/>

その他の事項

■水防計画（法７条）

河川や海岸、港湾などにおける、洪水や津波、高潮などへの県の対策を定めており（土砂災害対策を一部含む）、毎年の検討が法定されている。

■浸水想定区域（法１４条）

洪水による浸水災害が想定される、国又は県が指定する区域であり、当該区域のある市町村では、地域防災計画に住民の円滑かつ迅速な避難を確保する対策が定められている。

※社会福祉施設等が「浸水想定区域」に所在している場合、施設の名称及び所在地が当該市町村の地域防災計画に記載される。

Ⅶ-7 千葉県防災基本条例

千葉県防災基本条例は、防災に関し基本理念を定め、県民や事業者、自主防災組織などの役割や県の責務を明らかにするなど、地域防災力の向上を図ることを目的として、平成26年4月1日に施行した。

社会福祉施設等の職員においては、この条例の内容を理解し、事業者の努力義務を実践することが重要である。

<千葉県防災基本条例 事業者の努力義務に係る規定（抜粋）>

■ 防災対策の基本理念（第3条）

- ▼ 人の生命・身体を守ることを最も優先しつつ、災害発生時の被害の最小化を図る。
- ▼ 自助、共助、公助が一体となった取り組みを継続的に行う。
- ▼ 被災者の基本的人権を尊重するとともに、要配慮者（高齢者や障害者、乳幼児、外国人など特に配慮を要する者）の状況に配慮し、かつ、男女双方の視点を踏まえる。

■ 事業者等による災害予防対策（第13条～第20条）

- ▼ 職員に対する防災訓練・講習などを実施する努力義務がある（条例13条①）。
- ▼ 事業継続計画の策定など、あらかじめ、事業の継続や早期再開のための準備をする努力義務がある（条例16条）。
- ▼ 建築物の耐震対策や看板などの落下防止、備品の固定などを行う努力義務がある（条例17条）。
- ▼ 食料、飲料水などの必需品を備蓄する努力義務がある（条例20条）。

■ 事業者等による災害応急対策（第38条～第41条）

- ▼ 災害に関する情報を収集し、入所者や職員などの誘導や救出・救護などを行う努力義務がある（条例38条）。
- ▼ 施設の安全性を確認したうえで、帰宅困難者になった職員などに対する施設内待機の指示などを行う努力義務がある（条例39条）。
- ▼ 社会福祉施設等では、入所者の特性を踏まえ、安全確認ができた場所への誘導などを行う努力義務がある（条例40条）。

千葉県防災基本条例

検索

http://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/kihon_jyourei/index.html

VII-8 地域防災計画

地域防災計画は、行政などによる防災対策の具体的な計画である。

地域防災計画を理解することで、県や市町村などがどのような想定で、どのような防災対策を実施するのかの概要を知ることができる。

- 県の地域防災計画は、県域に係る災害対策を実施する際の、県や市町村などが処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。
- さらに、県民や事業所などの役割を明らかにし、地震・津波災害や風水害などの大規模事故・災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めている。
- また、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としている（「千葉県地域防災計画」第1編第1章第1節より）。
- 地域防災計画は、県や市町村などが行うべき防災対策（公助）を中心に規定している。
※市町村ごとの詳細な内容は、市町村の地域防災計画に記載されている。
- 地域防災計画は、法令や国の防災基本計画などの上位計画の変更に伴って、あるいは、県や市町村の実情に応じて随時見直しが行われる（毎年検討を加えることが法定されている）。

千葉県地域防災計画

検索

<http://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/keikaku/chii kibousai/zenbun.html>

VII-9 その他の法令など

避難関係

■避難行動要支援者（旧：災害時要援護者）

平成25年度に改正された災害対策基本法や国の指針^(*)に基づき、市町村ごとに地域防災計画などで定められるもので、高齢者や障害者などのうち避難行動に支援の必要な者である。

(*) 内閣府『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』平成25年8月作成

<市町村の定める計画>

「地域防災計画」避難行動要支援者の範囲や名簿に関することを定める。

「全体計画」地域防災計画に記載されている項目以外に、その市町村が実施する支援体制全体の細目などを定める。

「個別計画」対象者一人ひとりについて、避難についての支援者や経路、方法、場所などの具体的な事項を定める。

※避難行動要支援者は、社会福祉施設等に入所していない在宅の者を優先することとされている。

土砂災害関係

■土砂災害危険箇所

『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づく、「土砂災害（特別）警戒区域」の対象となりえる箇所として抽出されたものである。

■土砂災害（特別）警戒区域

県が法令に基づき調査し、がけ崩れなどにより生命及び身体に（著しい）危害の発生のおそれがある範囲を明らかにした区域である。

県が「土砂災害危険箇所」を「土砂災害警戒区域」として指定した場合、市町村は「地域防災計画」に反映してハザードマップを作成する。

また、「土砂災害特別警戒区域」として指定した場合、所有者などには建築物の構造や開発行為の規制が行われる。

■急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域

それぞれ、『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律』『砂防法』『地すべり等防止法』に基づき、県が指定する区域などである。

当該区域などでは様々な災害対策工事がなされ、開発行為などの制限が行われる場合がある。

VIII チェックリスト

(1) 確実な実施が望まれる事項

【説明】 手引の該当ページ 【実施状況】 施設での実施状況の記入欄

確実な実施が望まれる事項に係るチェックリスト		説明	実施状況
II 防災のためのハード対策			
1 立地条件の確認と災害の予測			
(1)	想定される災害や地域の被災履歴などについて把握しているか。	p. 4	
(2)	施設外に避難する場合の経路や避難先、周辺地域の状況も調べているか。	p. 4	
2 防災マップの作成			
(1)	防災マップ（施設内部・周辺）を作成しているか。	p. 5	
(2)	防災訓練の結果などに応じて、定期的に見直しを行っているか。	p. 5	
(3)	施設内の見やすいところに掲示しているか。	p. 5	
(4)	職員や入所者などに周知しているか。	p. 5	
3 施設の安全化			
(1)	耐震診断を実施したか。	p. 6	
(2)	耐震改修を行ったか（耐震診断の結果、耐震性が低かった場合）。	p. 6	
(3)	塀などが適正な状態で維持されているか。	p. 6	
(4)	家具類の転落防止や窓ガラスの飛散防止などを行っているか。	p. 7	
(5)	その他の安全対策などを実施しているか。	p. 7	
4 消防用設備等の維持管理			
(1)	消防用設備等は適正な状態に維持されているか。	p. 8	
5 防災に係る設備等の維持管理			
(1)	防火設備等は適正な状態に維持されているか。	p. 10	
(2)	避難施設等は適正な状態に維持されているか。	p. 11	
6 備蓄品の整備			
(1)	必需品などをリスト化し、定期的に在庫管理を行っているか。	p. 12	
(2)	食料などは最低3日分、水は飲料水（一人当たり1日3リットル以上）を備蓄しているか。	p. 12	
(3)	災害時に受入れた一時滞在者や緊急入所者などの分についても、可能な範囲で備蓄を行っているか。	p. 12	
(4)	医療などが必要な入所者のために非常用電源を整備しているか。	p. 12	
(5)	災害時の状況変化を想定した備蓄方法となっているか。	p. 12	

確実な実施が望まれる事項に係るチェックリスト		説明	実施状況
Ⅲ 防災のためのソフト対策			
1 職員の参集基準の作成			
(1)	災害が発生した場合の職員の参集基準を作成しているか。	p. 14	
(2)	参集基準を超えた参集を求める場合をマニュアル化しているか。	p. 14	
(3)	参集基準に対応した職員を具体的に割り当てているか。	p. 14	
(4)	参集職員の割り当ては、役職や居住場所、家庭事情、交通手段などを把握・整理した上で行っているか。	p. 14	
2 防災対策組織の整備			
(1)	役割分担を定めた防災対策組織を整備しているか。	p. 15	
(2)	責任者やその代行者を複数定めているか。	p. 15	
(3)	参集基準と整合性を図った、具体的な人員配備を行っているか。	p. 15	
3 連絡体制の整備			
(1)	職員や入所者の家族への緊急連絡網を整備しているか。	p. 16	
(2)	盗難や紛失など、データの保管・管理には細心の注意を払っているか。	p. 16	
(3)	災害時に連絡すべき行政機関などの緊急連絡先を一覧表にしているか。	p. 16	
4 入所者の特性に応じた配慮の準備			
(1)	入所者の特性に応じて災害時に実施すべき配慮を把握しているか。	p. 18	
(2)	配慮の実施についてマニュアル化しているか。	p. 18	
(3)	避難誘導などの介助者として、地域などの協力者を確保しているか。	p. 18	
5 入所者の個別情報の整理			
(1)	入所者ごとに個別情報の一覧表を作成しているか。	p. 19	
(2)	盗難や紛失など、データの保管・管理には細心の注意を払っているか。	p. 19	
6 避難マニュアルの作成			
(1)	避難実施についてマニュアル化しているか。	p. 20	
(2)	避難場所や避難経路、避難方法などを決めているか（施設内外）。	p. 20	
(3)	避難訓練による見直しや再検討、職員への周知を行っているか。	p. 20	
(4)	入所者やその家族などに対し、マニュアルの内容を周知しているか。	p. 20	
7 防災訓練と防災教育の実施			
(1)	防災訓練は定期的かつ計画的に実施しているか。	p. 21	
(2)	防災訓練に消防署や地域の方などの参加があるか。	p. 21	
(3)	職員への防災教育を実施しているか。	p. 21	

確実な実施が望まれる事項に係るチェックリスト		説明	実施状況
Ⅲ 防災のためのソフト対策			
8 その他のソフト対策			
(1)	被災者の受入れについてマニュアルを整備しているか。	p. 22	
(2)	支援者の受入れについてマニュアルを整備しているか。	p. 22	
(3)	利用者の帰宅などのためのマニュアルを整備しているか（通所系のみ）。	p. 22	
(4)	夜勤職員とは別に宿直者を配置しているか。	p. 22	
(5)	災害に備えて各種の保険に加入しているか。	p. 22	
9 事業継続計画の作成			
(1)	事業継続計画（BCP）を策定しているか。	p. 23	
10 防災計画などの見直し			
(1)	防災訓練の結果や法令の改正に応じて、既に作成した防災計画や各種マニュアルなどを随時、または、定期的に見直しているか。	p. 24	
(2)	施設長や防火管理者だけでなく、全職員が主体的に参加するプロセス（過程）を経て、見直・作成したか。	p. 24	
(3)	消防計画と施設のその他の防災計画などは、整合性が図られているか。	p. 24	
Ⅳ 地域などとの相互支援			
1 地域とのネットワークづくり			
(1)	地域の方との交流を積極的に図り、顔の見える関係を築いているか。	p. 25	
(2)	災害発生時に必要な支援を説明し、地域の方からの理解を得ているか。	p. 25	
(3)	災害発生時に行える支援をまとめ、地域の方に周知しているか。	p. 25	
(4)	災害発生時に地域の方への支援に必要な物資を備蓄しているか。	p. 25	
2 福祉避難所の指定			
(1)	災害時の地域の拠点として施設を活用するため、福祉避難所の指定を受けているか。	p. 26	
(2)	福祉避難所として必要な、設備や備蓄を整えているか。	p. 26	
(3)	本来の入所者の処遇確保とのバランスに配慮しているか。	p. 26	
3 職員派遣の準備			
(1)	職員派遣のための体制を整えているか。	p. 27	
4 災害協定の締結			
(1)	関係機関などとの災害協定を締結しているか。	p. 27	
(2)	定期的に見直しを行っているか。	p. 27	

(2) 防災関係法令に基づく(努力)義務

【義務】以下参照【説明】手引の該当ページ【実施状況】施設での実施状況の記入欄

◎印：全ての施設において義務となる項目

○印：一定の要件に該当する施設が義務となる項目（対象外の施設でも実施が望ましい）

△印：一定の要件に該当する施設が義務となる項目

▲印：努力義務となる項目（対象施設では実施が望ましい）

防災関係法令に基づく(努力)義務のチェック項目		義務	説明	実施状況
地震対策関係法令（Ⅶ－２）				
①	南海トラフ地震に係る対策計画を作成しているか（推進地域内に所在する場合）。	○	p. 48	
②	前①の対策計画を都道府県知事に届出て、併せて、市町村長に写しを送付しているか（変更した場合を含む。）。	△	p. 48	
津波対策関係法令（Ⅶ－３）				
①	避難確保計画を作成・公表しているか（津波災害警戒区域内に所在する場合）。	○	p. 50	
②	前①の計画を市町村長に報告しているか（変更した場合を含む。）。	△	p. 50	
③	前①の計画に基づき避難訓練を実施しているか（津波災害警戒区域内に所在する場合）。	○	p. 50	
④	前③の結果を市町村長に報告しているか	△	p. 50	
消防法令（Ⅶ－４）				
①	防火対象物使用開始（変更）届出書を消防署へ提出しているか。	◎	p. 54	
②	防火管理者を選任しているか。	○	p. 54	
③	防火管理者選任（解任）届出書を消防署へ提出しているか。	△	p. 54	
④	消防計画を作成しているか。	○	p. 54	
⑤	消防計画作成（変更）届出書を消防署へ提出しているか。	△	p. 54	
⑥	消防計画に基づく消火・避難訓練を年２回以上、通報訓練を年１回以上実施しているか。	○	p. 21 p. 55	
⑦	前⑥の訓練実施前に、消防署へ訓練通知書を届け出ているか。	△	p. 55	
⑧	防災性能を有するカーテンやじゅうたんなどを使用しているか	◎	p. 56	
⑨	ガソリンや灯油などの貯蔵・取扱いは、消防法令などを遵守しているか。	◎	p. 55	
⑩	消防用設備等を定期的（年２回以上）に点検しているか。	○	p. 56	
⑪	前⑩の点検結果報告書を消防署へ年１回提出しているか。	△	p. 56	

防災関係法令に基づく（努力）義務のチェック項目		義務	説明	実施状況
建築基準法令（耐震関係を含む）（Ⅶ－５）				
①	建築物の新築や増改築、修繕など行う場合などに、建築確認申請を行っているか。	◎	p. 58	
②	建築物の構造、建築設備、敷地について、定期点検を実施しているか。	○	p. 58	
③	前②の点検結果を建築担当部署に報告しているか。	△	p. 58	
④	耐震診断を実施したか。	○	p. 6	
⑤	耐震診断の結果を建築担当部署に報告したか（平成２７年１２月末まで。）	△	p. 6	
⑥	耐震改修を行ったか（耐震診断の結果、耐震性が低かった場合）。	▲	p. 6	
水防法令（Ⅶ－６）				
①	避難に関する計画の作成や避難訓練を実施しているか（浸水想定区域内に所在する場合）。	▲	p. 61	
②	自衛水防組織を整備しているか（浸水想定区域内に所在する場合）。	▲	p. 61	
③	前②の場合、自衛水防組織の設置を市町村長に届出ているか（変更する場合を含む）。	△	p. 61	



<資料>

防災対策に係る関係・参考通知

ここに掲載しているのは、社会福祉施設等における防災対策に係る国の通知であり、防災対策に当たって参考とするのが望ましい。

なお、病院等の防火対策に係る通知は、防火対策についての最新の通知であり具体的な規定内容であることから、社会福祉施設等においても参考として活用できるため掲載するものである。

昭和55年1月16日付け社施5号

「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」

昭和58年12月17日付け社施121号

「社会福祉施設における防災対策の強化について」

昭和62年9月18日付け社施107号

「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」

昭和63年11月11日付け老健24号

「介護老人保健施設における防火、防災対策について」

平成23年3月11日付け雇児総発0311第1号他

「東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」

平成24年4月20日付け老総発0420第1号他

「介護保険施設等における防災対策の強化について」

平成25年10月18日付け医政1018第17号

「病院等における防火・防災対策要綱について」

社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について

昭和 55 年 1 月 16 日

社施第 5 号

各 { 都道府県
指定都市 } 民生主管部（局）長あて

厚生省社会局施設課長、児童家庭局企画課長通知

大規模地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする「大規模地震対策特別措置法」(昭和五三年六月一五日法律第七三号)の制定後、国、地方公共団体をはじめ関係各方面で地震防災対策の充実、強化が図られているところであるが、社会福祉施設は地震災害の際に特に配慮を要する老人、心身障害児者、児童等が入所しているため、その地震防災対策を確立することが強く要請されている。

今般、社会福祉施設における地震防災対策を推進するため、「地震防災応急計画作成要領」及び「地震防災応急計画作成例」を別紙一及び別紙二のとおり定めたので御了知のうえ、関係社会福祉施設の地震防災対策の推進について特段の指導を願いたい。

(別紙 1)

地震防災応急計画作成要領

第 1 地震防災応急計画を作成する施設

社会福祉施設のうち地震防災応急計画を作成しなければならない施設は、大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項に基づく指定された地震防災対策強化地域内の次に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する児童福祉施設
(児童遊園を除く。)
- (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 5 条第 1 項に規定する
身体障害者更生援護施設
- (3) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 38 条第 1 項に規定する保護施設
- (4) 社会福祉事業法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 6 号の授産施設

- (5) 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条に規定する婦人保護施設
- (6) 精神薄弱者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 18 条第 1 項に規定する精神薄弱者援護施設
- (7) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 14 条第 1 項に規定する老人福祉施設及び同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム

第 2 地震防災応急計画の基本となるべき事項

地震防災応急計画の基本となるべき事項は次のとおりであり、別紙 2 の「地震防災応急計画作成例」を参考のうえ、それぞれ施設の特性を勘案し、実態に即した地震防災応急計画を作成しなければならない。

(1) 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること

地震予知情報等が地震警戒本部等外部機関と社会福祉施設及び社会福祉施設内部において確実に伝達されるようその経路及び方法を具体的に明示する。勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう定めるほか、必要な代替伝達方法等を定める。また入所者の保護者等への伝達方法等も定めるものとする。

(2) 地震防災応急対策の実施要員の確保等に関すること。

各社会福祉施設は、地震防災応急対策等を迅速かつ的確に実施するため指揮機能を有する組織を設置し、組織の構成、任務分担を定めるものとする。この場合、所要要員の不時の欠員に備え代替要員の確保についても配慮するものとする。

(3) 警戒宣言が発せられた場合、直ちに実施すべき措置に関すること。

警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検並びに整備、資機材の調達手配等地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために実施すべき措置を定める。なお、工事中の建築物等については、地震発生時の危険性にかんがみ、原則として工事の中断の措置を講ずることを明示する。

(4) 警戒宣言が発せられた場合の入所者等の安全指導に関すること。

警戒宣言が発せられた場合の入所者等の安全指導の方法等を明示するとともに、安全指導に当たっては入所者等に不安動揺を与えないよう配慮する。

施設の立地条件、耐震性等から判断して、入所者等を退避させる場合を考慮して、避難誘導に関することを定める。特に、施設が避難対象地区にあるときは、避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難実施責任者等を具体的に明示する。

入所者の保護者等への引継ぎの方法については、施設の種類や性格を十分考慮して具体的にその内容を明示する。

(5) 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項

強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年 1 回以上実施するものとし、その実施内容、方法等を明示する。

防災訓練の実施に当たっては、地方公共団体、地域の自主防災組織等との連携を図ることに努める。また、通所施設にあっては、必要に応じて入所者の保護者等の参加を要請する。

(6) 地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

施設職員等に対して、その果すべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等を明示する。通所施設にあっては、入所者の保護者等にも地震防災教育を行い、入所者の引継ぎ等について周知徹底を図る。

(注) 地震防災応急計画は、社会環境の変化、施設設備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即応したものとしておくこと。

第 3 地震防災応急計画の作成方式、届出先等

施設	作成方法	作成期限	届出(提出)先
第 1 に掲げる施設であって、消防法第 8 条第 1 項に規定する消防計画を作成することが必要とされていない施設	地震防災応急計画を作成すること。	地震防災対策強化地域の指定があった日から 6 月以内 (注 1)	地震防災応急計画を都道府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付すること。 (公立公営施設については届出、送付の必要はない。)
第 1 に掲げる施設であって、消防計画を作成することが必要とされている施設	現行の消防計画を改正し、消防計画の中に地震防災応急計画相当事項を定めること。 (注 2)	同上	改正した消防計画を所轄消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)又は消防署長に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付すること。(公立公営施設については、写しの市町村長への送付は必要ない。)

(注 1) 大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定は、昭和 54 年 8 月 7 日に行われたので、当該地域内の社会福祉施設については昭和 55 年 2 月 6 日までに地震防災応急計画を作成の上、所要の届出、提出を行うこと。

(注 2) 消防計画を改正し、消防計画中に地震防災応急計画相当事項を定めるに当たっては、現行の消防計画との整合性に十分留意すること。

第 4 その他

- 1 地震防災対策強化地域内の社会福祉施設については、第 1 に掲げる施設以外の施設も、地震防災対策を推進するために地震防災応急計画を作成することが望ましい。
- 2 地震防災対策強化地域外の社会福祉施設についても、地震防災対策を推進する見地から、地震防災計画を作成することが望ましい。この場合、消防計画を作成することが必要とされている施設については、従来より消防計画中に地震対策に関する事項が規定されているが、別紙 2 等を参考の上、現行の消防計画中の地震対策に関する事項を見直し、不十分な場合にはその改正を行うものとする。

(注) 地震防災対策強化地域外については、警戒宣言の発令、地震防災応急対策の実施等を行われないので、別紙 2 中の「第 3 章 地震防災応急対策」等は参考とする必要はないこと。

(別紙 2)

<p>地震防災応急計画作成例</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この計画は、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)第 7 条に基づき、〇〇〇〇〇〇(以下「施設」という。)における地震防災について必要な事項を定め、もって大規模地震による災害から、施設入所者、職員等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。</p> <p>(人命の安全確保)</p> <p>第 2 条 地震防災対策は、施設入所者、職員等の人命の安全の確保を第一義として実施する。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 3 条 この計画は、施設入所者、職員その他施設に出入りするすべての者に適用する。</p> <p>第 2 章 平常時における対策</p> <p>(地震防災対策委員会)</p> <p>第 4 条 地震防災業務の適切な実施を図るため、地震防災上の基本的な事項を審議する地震防災対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会の委員長は施設長とする。</p> <p>3 委員会に、地震災害予防の措置を実施</p>	<p>消防計画中に地震防災応急計画相当事項を定める場合には、本章は必要ない。</p> <p>消防計画中に地震防災応急計画相当事項を定める場合には、地震防災対策の章を設け、地震防災応急計画相当事項を定める。</p> <p>[例] 第〇章 地震防災対策</p> <p>第 1 節 平常時における対策</p> <p>第 2 節 地震防災対策</p> <p>第 3 節 地震災害応急対策</p> <p>消防計画において防火管理委員会等が設けられている場合には、防火管理委員会等において地震防災上の基本的な事項の審議を行うこととし、特に地震防災対策委員会を設置しなくてよい。</p>
---	--

<p>する点検班、備蓄班、教育班、訓練班を置く。委員長は各班の班長を定め、班長は委員会の委員となる。</p> <p>(委員会の開催)</p> <p>第 5 条 委員会は、定例会と臨時会の 2 種とし、定例会は毎四半期に 1 回、臨時会については委員長が必要と認める時に開催する。</p> <p>(委員会の審議事項)</p> <p>第 6 条 委員会は、次の各号について審議検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震防災応急計画の策定及び改正に関すること。 (2) 地震防災活動隊の編成及び活動に関すること。 (3) 施設の立地条件の確認に関すること。 (4) 施設の耐震化及び設備、備品の安全対策に関すること。 (5) 食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び応急復旧用資機材等の整備に関すること。 (6) 地震防災情報連絡網の策定に関すること。 (7) 避難地及び避難経路の指定等の避難誘導に関すること。 (8) その他地震防災について必要な事項に関すること。 <p>(点検)</p> <p>第 7 条 点検班は、地震災害及び二次災害を防止するため、施設の安全確認、設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、火気使用設備器具・危険物等の安全点検及び消防</p>	<p>[例] (防火管理委員会)</p> <p>第〇条 防火管理業務、地震防災業務の適切な実施を図るため、防火管理、地震防災上の基本的な事項を審議する防火管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p>
---	---

用設備の作動確認等を定期的に行うものとする。

(備蓄)

第 8 条 備蓄班は、食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び応急復旧用資機材等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

(地震防災教育)

第 9 条 教育班は、地震防災についての職員及び入所者等の関心と理解を高めるため、地震防災教育を行う。

2 地震防災教育は、次の各号について行うものとする。

- (1) 地震及び地震災害についての基礎的な知識
- (2) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (3) 地震防災応急計画の周知徹底
- (4) 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合に職員及び入所者等が具体的に取るべき行動
- (5) その他地震防災について必要な事項

(地震防災訓練)

第 10 条 訓練班は、警戒宣言発令後の地震防災応急対策及び地震発生後の地震災害応急対策の円滑な遂行を図るため地震防災訓練を計画的に行うものとする。

2 地震防災訓練は、職員及び入所者等が参加して、情報の伝達、消化、救護、安全指導等を連携して行うものとする。なお、必要に応じて地域の自主防災組織の参加、消防機関等の指導を要請するものとする。

地震防災教育は、現行の消防計画中の防災教育に盛り込んで行うこととしてよい。

地震防災訓練は、現行の消防計画中の防災訓練に盛り込んで行うこととしてよい。

第3章 地震防災応急対策

(地震防災活動隊)

第11条 地震防災業務の適切な実施を図るため、地震防災応急対策及び地震災害応急対策を遂行する地震防災活動隊(以下「活動隊」という。)を置く。

2 消防隊は、隊長、副隊長、情報班、消火班、安全指導班、救護班、応急物資班から構成する。

3 活動隊の隊長は施設長とする。隊長は副隊長及び各班の班長を定め、副隊長及び班長は委員会の委員となる。

(隊長及び副隊長の職務)

第12条 隊長は、地震防災応急対策及び地震災害応急対策の実施全般についての一の指揮を行うものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐し隊長に事故がある時は、副隊長がその職務を行う。

(情報の伝達)

第13条 警戒宣言発令等の情報を入手した者は、速やかに情報班に報告しなければならない。

2 情報班は、警戒宣言発令等の情報を入手した場合は、直ちに隊長に報告するとともに、市町村警戒本部、消防署、警察署等と連絡をとり、正確な情報の入手に努める。

3 情報班は、隊長の指導のもとに、地震防災情報連絡網の定めるところにより、職員等に警戒宣言の発令及び隊長の指示等を連絡する。

地震防災活動隊は、消防計画においては、警戒宣言が発せられた場合の自衛消防及び地震防災のための組織となるものである。

[例] (地震防災活動隊)

第〇条 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合の自衛消防及び地震防災の組織として地震防災活動隊(以下「活動隊」という。)を置く。活動隊は警戒宣言が発せられた後の地震防災応急対策及び地震発生後の災害応急対策を遂行する。

(消火活動の準備)

第 14 条 消火班は、警戒宣言が発令された場合には、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等発火防止のための措置をとるものとする。

(救護活動の準備)

第 15 条 救護班は、警戒宣言が発令された場合には、救急医薬品の確保、緊急救護所の設置等を行うものとする。

(応急物資の確保)

第 16 条 応急物資班は、警戒宣言が発令された場合には、食料、飲料水、応急復旧用資機材を確保するとともに、必要に応じて搬出を行うものとする。

(工事等の中止)

第 17 条 隊長は、警戒宣言が発令された場合に、施設内において建築工事等の作業を行っているときは、直ちに工事等の中断の措置を行うものとする。なお、特別の必要により補強、落下防止等の措置を実施するものについては、作業員の安全に配慮するものとする。

(安全指導)

第 18 条 安全指導班は、警戒宣言が発令された場合には、設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除却等を行うとともに、隊長の指示に従い入所者に現在の状況を連絡し、不必要な不安動揺を与えないようにするものとする。

2 隊長は、施設の立地条件、耐震性等から判断して、安全指導班を指示し、必要に応じて入所者等を避難場所に避難させるものとする。

3 入所者の保護者等への引継ぎは、保護者が直接施設又は避難場所へ引き取りに来た場合のみ行う。

第4章 地震災害応急対策

(地震発生後の情報の伝達)

第19条 情報班は、地震発生後直ちに市町村警戒本部又は市町村災害対策本部、消防署、警察署等と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに、適切な指示を仰ぎ隊長に報告するものとする。

2 情報班は、保護者へ入所者の状況を連絡するものとする。

(消火)

第20条 消火班は、地震発生後直ちに火元の点検、ガス漏れの有無の確認等を行い、発火の防止に万全を期するとともに、発火の際には消火に努めるものとする。

(救護)

第21条 救護班は、負傷者の救出、応急手当及び病院等への移送を行うものとする。

(地震発生後の安全指導)

第22条 安全指導班は、地震発生後直ちに入所者等の安全確認を行うとともに、施設設備の損壊状況を調査し、隊長に報告するものとする。また、隊長の指示に従い入

本章は地震防災応急計画事項ではないが、整備しておく方が望ましい。

所者に現在の状況を連絡し、不必要な不安動揺を与えないようにするものとする。

2 隊長は、施設の損壊状況、市町村警戒本部又は市町村災害対策本部からの情報等から判断して、安全指導班を指示し、必要に応じて入所者等を避難場所に避難させるものとする。

3 入所者の保護者等への引継ぎは、保護者が直接施設又は避難場所へ引き取りに来た場合のみ行う。

(炊き出し)

第 23 条 応急物資班は、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、炊き出し、飲料水の供給等を行うものとする。

(地域住民等との協力)

第 24 条 地震防災訓練、地震防災応急対策及び地震災害応急対策の実施については、地域住民、防災関係機関、入所者の保護者等と十分連携をとり、行うものとする。

社会福祉施設における防災対策の強化について

昭和 58 年 12 月 17 日

社施第 121 号

各 { 都道府県
指定都市 } 民生主管部（局）長あて

厚生省社会局施設・児童家庭局企画課長連名通知

昨今、全国各地において災害が多発し、またその態様も火災、地震、集中豪雨、ガス爆発等多種多様であり、多数の人命、財産が失われている。また、冬季においては、暖房器具の使用により火災の発生も懸念されるところである。

社会福祉施設は、老人・児童・心身障害者等災害時に特に配慮を要する者が入所(利用)していることから、各種の災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

については、「社会福祉施設における火災防止対策の強化について(昭和四八年四月一三日社施第五九号)」及び「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について(昭和五五年一月一六日社施第五号)」等の各通知をもとに社会福祉施設の防災対策に万全を期するよう指導を願っているが、さらに次の事項について今一度点検、確認等を行うとともに、その結果明らかとなった問題点については、速やかに改善措置を講ずるよう貴管下社会福祉施設を指導願いたい。

(1) 職員等の防災意識の高揚

災害発生 of 未然防止のためには、職員、入所者等が日頃から防災意識を強くもつことが肝要である。

施設の管理者は職員、入所者等に対し、防災意識の植え付け・育成に留意し、くれぐれも災害による人身事故が発生しないよう最大限に配慮すること。

(2) 防火管理体制の整備

施設の管理者は、施設の実態に即した防火管理体制の整備を図るとともに、全職員の責任分担を明確にし、非常の際には迅速かつ円滑に機能するよう、その確認を行うこと。

(3) 消防用設備及び避難設備等の点検

消火設備、警報設備、避難設備等の整備は、不測の事態に対処するためには不可欠であるので、設備設置の確認と併せこれらの設備等が常時機能するよう管理されているか点検を行うこと。

(4) 有効な避難訓練の実施

職員及び入所者に対して避難場所、避難経路など避難時における知識を周

知らせるとともに、非常時には迅速かつ安全に避難を行えるよう有効な避難訓練を適宜実施すること。

なお、夜間の災害の発生に際しては一層の混乱が予測されることから、夜間における訓練も併せて実施すること。

(5) 消防機関等関係諸機関との協力体制の確立

消防機関はもとより、地域の消防組織等との連絡を密にし、施設の内部構造及び入所者の実態を十分認識してもらうとともに、避難消火等が円滑に実施できるよう協力体制の確立に努めること。

(6) 危険物の管理

防火管理責任者は、常時、暖房器具類の管理はもとより、プロパンガス、重油等の危険物の保管状況について十分点検、確認を行うこと。

(7) その他

入所者のうち自力避難の困難な者については、避難の容易な場所に可能な限り部屋換えを行うこと。

また、非常口、避難器具等の付近に障害物を置かないことなどきめ細かな防災対策に心がけること。

社会福祉施設における防火安全対策の強化について

昭和 62 年 9 月 18 日

社施第 107 号

各 { 都道府県知事
指定都市市長 } あて

厚生省社会・児童家庭局長連名通知

標記については、昭和六二年六月三〇日付社施第八四号をもって通知したところであるが、今般、「社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会」において社会福祉施設(以下「施設」という。)の防火安全対策のあり方について基本的な見直しが行われ、別添のとおり検討結果が報告されたところである。ついではこの報告を踏まえ施設の防火安全対策の強化を図ることとしたので、今後次の事項に留意のうえ貴管下各施設に対し指導願いたい。

また、施設の指導監査等にあたっては、防火安全対策について特に重点的に指導を行うよう配慮されたい。

なお、本通知については、消防庁とは予め協議済みであるので念のため申し添える。

一 対象施設について

本通知は、施設の性格上、自力避難が困難な者が多数入所する次の施設(以下「自力避難困難施設」という。)を指導の対象とする。

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、重度身体障害者授産施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、救護施設、重症心身障害児施設、精神薄弱者更生施設(通所施設を除く)、精神薄弱者授産施設(通所施設を除く)、精神薄弱児施設、肢体不自由児施設(通所施設を除く)、盲ろうあ児施設(通所施設を除く)、乳児院

なお、これらの施設以外の施設についても以下の各指導事項に準じ、施設の実態に応じた防火安全対策を指導すること。

二 火災発生の未然防止について

(一) 寝具類、カーテン等の防炎化の促進

施設においては、壁、天井等の内装やカーテン、じゅうたん等については、既に消防法令で一定の防炎化、難燃化が義務づけられているので、未整備の施設は早急に改善を図るほか、今後は布団、毛布、シーツ等の寝具類につい

ても一定以上の防炎性能を有するものを積極的に使用するよう努めること。

また、寝衣類についても、個人的嗜好等に配慮しつつできるだけ防炎性能を有するものを使用することが望ましいこと。

(二) 暖房機器の改善

放射形又は自然対流形の石油ストーブ等は転倒、可燃物の接触等により出火原因となりやすいので、原則として使用しないこととし、ストーブ類を使用する場合には、強制対流形のストーブ又はこれと同等以上の火災安全性を有する器具を使用するよう努めること。

(三) 出火防止対策の強化

ア 火災発生を未然に防ぐために、各部署について火気取締責任者を定めるとともに、たばこの吸殻等火気の手扱いについては職員及び入所者(通所、利用者も含む。以下同じ)に対して注意を喚起するよう指導すること。特に喫煙については、指定された場所での喫煙を励行すること。

また、夜間においては、可燃物のあるリネン室、倉庫等人気のない密室については施錠すること。

イ 夜間に勤務する者は火気の手扱いの確認や可燃物のあるリネン室等の施錠等を行うため、夜間の巡回を強化することにより火災発生を未然防止に努めること。

三 火災発生時の早期通報・連絡について

(一) 消防機関への早期通報

夜間に火災が発生した場合、当直職員等だけで消火及び入所者全員の避難誘導、搬送を行うことは極めて難しいので、出来る限り早期に消防機関へ連絡し迅速に消火・救助活動が出来るようにすることが重要である。このため、管轄の消防機関と事前に協議したうえで、宿直室等必要な場所に非常通報装置等を設置すべきであること。

(二) 職員動員体制の確保

夜間に火災が発生した場合、幹部職員及び施設の近隣に居住する職員を含めた初動体制が重要であるので、(一)の非常通報装置に幹部職員宅へも通報できるシステムの設置や職員の宿舎を同一敷地又は近隣に設けること等についても配慮すること。

四 初期消火対策について

(一) スプリンクラー設備

スプリンクラー設備は現在、原則として六〇〇〇㎡以上の建物に設置することが義務付けられているが、自力避難困難施設については一定の要件を満

たす建物を除き、その設置対象を延面積一〇〇〇㎡以上のものにまで拡大するよう消防法施行令等の改正が近く行われる予定である。

(二) 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備に関しては、施設のスプリンクラー設備の設置拡大に伴って、消防法施行令上設置義務対象に矛盾を生じないよう整合性が図られる予定であること。

(三) スプリンクラー設備等の整備に当たっての留意点

スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備に関する消防法施行令等の改正に当たっては、既存の施設に対しては猶予期間を設ける経過措置についての配慮がなされる予定であるが、あわせて水量の低減等弾力的な対応が図られる予定である。

施設においてはこれらの設備について可能な限り早急に設置するよう努めること。

また、設置義務のない自力避難困難施設についても立地条件等施設の状況により自主設置することが望ましいこと。

(四) 消火設備等の維持管理及び可燃物の保管状況の点検の実施

消火設備、警報設備、避難設備等は、出火等災害発生時に遺漏なく機能するよう日頃から維持管理に努めるとともに、可燃物の保管状況の点検等に努めること。

五 夜間防火管理体制の充実について

職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、各施設の実態に応じた体制がとれるよう措置費上所要の予算措置が講じられているところである。

特に夜間勤務体制については、防災上の観点からも必要な配慮を行うよう従前から指導してきたところであるが、今後は特に次に示すところにより徹底を図ること。

(一) 夜間における所要配置人員

ア 夜勤・宿直に対する手当については、措置費上所要の予算措置を講じているので、この配置人員を目安とし所要の人員を配置すること。(別紙参照)

なお、この場合、各施設における入所者の状況、建物の構造、配置、立地条件及び消防設備等を総合的に勘案すること。

イ また、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設については、夜勤者(直接処遇職員)とは別に、宿直者を必ず配置すること。

ウ 現状において、直ちに夜勤・宿直に当たる職員の確保が困難な場合にあつては、例えば夜間宿直専門の者を雇い上げる等創意工夫することにより、入所者の処遇の低下を来たさないよう配慮しつつ、入所者の安全が確保されるよう夜間勤務体制の整備充実を図ること。

(二) 夜間における勤務形態

夜間における標準的な勤務形態として従来から施設の種別に応じて交替制・宿直制を指導しているので、原則としてこの勤務形態を確保すること。
(別紙参照)

ただし、三交替制勤務の施設で、諸般の事情によりこれにより難しい場合にあつては少なくとも二交替制勤務(ただし、変則は除く。)は確保すること。

六 避難対策等について

(一) 有効な避難訓練及び職員の教育等

避難訓練は最低年二回以上実施することとなっているが、この実施に当たっては消防機関の協力を得て行うよう努め、特に自力避難困難者の避難・救出訓練及び夜間における避難に重点を置いた訓練等実態に即した訓練を定期的に実施すること。

この場合、職員には消火訓練等も併せて行わせ、平素から消防設備等の操作について熟知させておくこと。

また、職員に対しては、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めるとともに入所者に対しても常日頃から防災に対する意識の高揚に努めること。

(二) バルコニーの設置

居室に接するバルコニーは、出火の際の避難場所として有効なものであるので、今後建設される施設については二階以上の部分に設置することが望ましいこと。

(三) 避難路の確保及び構造改善

入所者の避難又は搬送が容易に行えるよう避難路となるバルコニー等を含め床の段差、溝、急な傾斜をなくし十分幅員を確保するとともに、ゆるやかな傾斜の避難路を設けることや手すりを設置することについて十分配慮すること。

(四) 避難誘導設備の改善

視覚あるいは聴覚に障害がある者に入所する施設については、閃光型警報装置、点滅型誘導灯、誘導音装置付誘導灯等を施設の実態に応じて設置することが望ましいこと。

(五) 居室の避難階への設置促進

出火等災害発生時に避難が迅速かつ円滑に行えるよう、入所者のうち寝たきり等最も重度な者のための居室については、極力一階又は避難の容易な場所に設けること。

(六) 延焼防止及び防煙対策

今後建設される社会福祉施設については、延焼防止対策として間仕切り壁を防火上有効に小屋裏又は天井に達せしめるようにすること。また、防煙対策として防煙垂れ壁を設置することが望ましいこと。

七 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保について

(一) 近隣住民、近隣施設との協力体制

施設の火災においては、施設職員だけではその対応が必ずしも十分でない場合が多く、また、救助された者を一時的に収容する場所も必要であるため、近隣に所在する施設、病院等相互間の連携を図るとともに地域住民及びボランティア組織とも日常の連携を密にし、施設で行う避難訓練への参加等により施設の構造・配置、入所者の実態を認識してもらい、緊急の場合の応援、協力体制を確保しておくよう努めること。

(二) 消防機関等との連携

避難訓練の計画、実施等施設の防火安全対策に関して常時消防機関の指導を受けるなど連携を密にし、施設の設備、構造・配置、入所者の状況等についても十分な理解を得ておくよう努めること。

また、必要に応じ地域における福祉関係者等と消防関係者との連絡会議を設置することも検討すること。

八 その他

施設は防火安全対策に万全を期すことは当然であるが、万が一入所者に傷害、死亡事故が発生し、施設管理責任上損害賠償金を支払わなければならない場合に備え、各種の補償保険制度があるので、その活用についても検討すること。

(添付資料)

- 一 「社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会」報告
- 二 消防庁通知
 - ア 「社会福祉施設等における防火安全対策について」
(昭和六二年九月一日付消防予第一六〇号)
 - イ 「消防機関へ通報する非常通報装置の取扱いについて」

(昭和六二年七月一四日付消防予第一一八号)

ウ 「点滅型誘導灯等の設置上の取扱いについて」

(昭和六二年二月一三日付消防予第二四号)

エ 「誘導音装置付誘導灯等の取扱いについて」

(昭和六二年一月一六日付消防予第八号)

三 建設省通知

「社会福祉施設等における防火安全対策について」

(昭和六二年九月三日付建設省住指発第三〇二号)

(別紙)

1 予算上の夜間の所要配置人員(参考例)

施設の種類	宿直手当				夜勤手当			
	定員 50 人	定員 70 人	定員 110 人	定員 140 人	定員 50 人	定員 70 人	定員 90 人	定員 110 人
特別養護老人ホーム	1	1	1	1	2	3	4	5
養護老人ホーム	2	2	2	3	—	—	—	—
身体障害者療護施設	1	1	1	1	2	3	4	5
重度身体障害者更生 援 護施設	1	1	2	2	—	—	—	—
重度身体障害者授産 施 設	1	1	1	1	—	—	—	—
視覚障害者更生施設	1	1	1	1	—	—	—	—
聴覚・言語障害者更 生 施設	1	1	1	1	—	—	—	—
救護施設	1	1	2	2	—	—	—	—
精神薄弱者更生施設	—	—	—	—	2	3	3	3
精神薄弱者授産施設	—	—	—	—	2	3	3	3
精神薄弱児施設	—	—	—	—	2	3	3	3
盲ろうあ児施設	—	—	—	—	2	3	3	3
乳児院	—	—	—	—	4	4	4	4

介護老人保健施設における防火、防災対策について

昭和 63 年 11 月 11 日

老健第 24 号

各都道府県知事あて

厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知

介護老人保健施設は、病弱な寝たきり老人等災害時に特に配慮を要する者を入所対象としており、火災を始め各種の災害に備えた十分な防災対策及び災害発生時の適切、迅速な避難・誘導等の措置を講ずる必要があることから「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第四〇号)及び「介護老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準の施行について」(平成一二年三月一七日老企第四四号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)により防災対策に万全を期するよう指導を願っているが、今般、別紙のとおり「介護老人保健施設における防火、防災対策要綱」を制定したので、了知の上関係機関に対し周知し、消防機関等と連携を図って指導されるよう御配意願いたい。

なお、この通知については消防庁と協議済みであるので念のため申し添える。

別紙

介護老人保健施設における防火、防災対策要綱

第一 目的

介護老人保健施設は、病弱な寝たきり老人等災害時に自力避難が困難な者を入所対象としていること等施設に特有な事情を考慮し、各種の災害に備えた十分な防災対策を講ずる必要がある。このため、この要綱を制定する。

第二 火災予防対策

一 管理者の責任

- (一) 介護老人保健施設の管理者(以下「施設長等」という。)は、施設管理の最高責任者として火災発生の防止につき、万全の措置を講ずるよう努めること。
- (二) 施設長等は、施設、設備の不備により火災の発生又は拡大することのないよう建築基準法令及び消防法令等に規定する防火関係規定を遵守するとともに、施設、設備等が十分機能するよう管理されているか常時点検を

行うこと。

- (三) 施設長等は、防火管理者を定め消防計画の作成等防火管理上必要な業務を行わせること。

二 火気取扱いの注意

- (一) 火気の手扱いについては、職員及び入所者、通所者等に対して注意を喚起し、火災発生防止に努めること。

特に、喫煙については、指定された場所での喫煙を励行させること。

- (二) 各部署について火元責任者を定め、火災の予防に努めること。
- (三) 着火原因とならないよう療養室等での放射型又は自然対流形石油ストーブ等の使用は原則として禁止し、ストーブ類を使用する場合には、強制排気形のストーブと同等以上の火災安全性を有する器具の使用を図ること。

三 寝具類等の防炎化の推進

既に法令で一定の防炎化、難燃化が義務付けられている壁、天井等の内装や、カーテン、じゅうたん等の調度類の他、寝具類、寝衣類についても防炎性能を有するものとするよう努めること。

第三 消防計画、防火訓練等

一 防火管理者

- (一) 施設長等は、必要な資格を有し、介護老人保健施設において防火管理上必要な業務を適切に遂行することが出来る管理的又は監督的な地位にある者を防火管理者として選任し、所轄消防署長等に届け出ること。また、解任するときも同様とすること。
- (二) 防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは必要に応じて施設長等の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならないこと。
- (三) 防火管理者は、消防計画を作成し、又はこれを変更するときは、所轄消防署長等に届け出るとともにこれに基づいて、消火、通報及び避難の訓練を定期的実施すること。

二 消防計画に定めるべき事項

- (一) 消防計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - ア 自衛消防の組織に関すること。
 - イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
 - ウ 消防用設備等の点検及び整備に関すること。
 - エ 避難通路、避難口、安全区画、排煙又は防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
 - オ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
 - カ 入所者等の定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。

- キ 防火上必要な教育に関する事。
 - ク 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事。
 - ケ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難・誘導に関する事。
 - コ 防火管理について消防機関との連絡に関する事。
 - サ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事。
 - シ その他防火対象物の防火管理に関し必要な事項
- (二) 大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災対策強化地域として指定された地域に所在する介護老人保健施設の防火管理者は、前記(一)の消防計画に次に掲げる事項を定める事。
- ア 大規模地震対策特別措置法第二条第一三号に規定する警戒宣言が発せられた場合における自衛消防の組織に関する事。
 - イ 大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関する事。
 - ウ 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事。
 - エ 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生防止又は軽減を図るための応急対策に関する事。
 - オ 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事。
 - カ 大規模な地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事。

三 消火、通報及び避難の訓練の実施

- (一) 年二回以上消火及び通報訓練を実施し、消防機関への早期通報、消火器及び屋内消火栓設備等の消防用設備等の使用方法について職員に徹底させる事。
- (二) 年二回以上避難訓練を実施する事。避難訓練の実施に際しては、入所者等の病状、心身の状況を踏まえ訓練であることを周知するとともにできるだけ入所者等の参加を求め、実地に訓練し、非常時には迅速かつ安全に避難を行えるようその体制を確立する事。

なお、夜間の災害の発生に際しては一層の混乱が予想されることから年一回は夜間の訓練若しくは夜間の発災を想定した訓練を実施するよう努める事。

- (三) 消火、通報及び避難の訓練の実施に当たっては、あらかじめ、その旨を消防機関に通報するとともに、消防機関及び地域の消防組織等の指導、

協力を得るよう努めること。

四 消防機関等との連携、協力体制等

- (一) 消防計画の作成、避難訓練の計画、実施等介護老人保健施設の防火安全対策に関して、消防機関の指導を受ける等定期的な連絡体制を確保しておくこと。
- (二) 職員の宿舎は極力同一の敷地又は近隣に設ける等、非常時の職員の動員体制の確保を図ること。
- (三) 火災発生時における消火、避難等の迅速な対応、入所者の円滑な一時収容等が可能となるよう、近隣に所在する病院、社会福祉施設等との相互間の連携を図るとともに、地域住民及びボランティア組織等とも日常の連携を密にし、緊急の場合の応援、協力体制を確保しておくこと。

第四 消防機関への早期通報、初期消火

- 一 火災が発生した場合は、消防機関への早期通報が極めて重要であるので、非常通報装置を整備している施設も含め、平素から消防機関への通報の方法及び機器の点検について全職員に周知させるとともに、通報訓練の実施を通じて消防機関への早期通報の習慣を身に付けさせること。
なお、非常通報装置は、極力設置するものとする。
- 二 自動火災報知設備が作動した場合は、直ちに火場所を確認すること。自動火災報知設備と直結した非常通報装置が設置されている施設で自動火災報知設備の作動が非火報災によるものと確認された場合は、その旨消防機関に直ちに通報すること。
- 三 火災の発生の場合は、直ちに、関係者へ連絡し、避難・誘導、通報等の措置を講ずるとともに消火器、屋内消火栓設備等を使用して初期消火に努めること。
- 四 出火室の戸については、煙の拡散を防ぐために、出火室の避難及び初期消火行動終了後直ちに閉鎖すること。

第五 避難・誘導、搬送体制

- 一 日常の入所者の実態把握
火災等の非常事態に即応するため、平素から入所者等の実態把握に努め、入所者等の心身の状態等に応じた避難・誘導、搬送の体制を確立しておくこと。
- 二 自力避難が困難な者等への配慮
自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど避難の容易な階に設けること。

やむを得ず高い階に収容する場合には火災発生の危険が少なく、避難の容易な場所とするとともに、非常時に際しどのような避難経路や方法により避難救出するかを消防計画で明確に定めておくなど特別の配慮をすること。

また、入所者の状況に応じて、閃光形警報装置、点滅形又は誘導音装置付誘導灯等を設置することが望ましいこと。

三 避難・誘導、搬送要領

(一) 別記「避難・誘導、搬送の要領」を参考に計画を立て、避難訓練を実施すること。

(二) 避難器具の設置場所と使用方法を職員及び入所者等に周知しておくこと。

四 区画の形成

火災発生の場合、出火場所を含む防火区画及びそれに隣接する区画を構成する防火戸は、自動的に閉鎖する構造のものであっても、それぞれの区画の避難状況等を考慮して、できるだけ早く手動で閉鎖すること。

五 応急体制

火災時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておくこと。

第六 休日、夜間における防火安全対策

一 留意事項

休日、夜間における火災は、職員の配置が希薄となること等からその対応如何によっては死亡事故を含む大災害になり易いので、初期消火に努めるとともに、避難・誘導、搬送体制を中心として特に留意し対応すること。

二 夜間防火管理責任者の配置と事務引継ぎの徹底

夜間防火管理責任者(防火管理者が不在の場合の代行者)を配置し、防火管理者との事務引継ぎを徹底すること。

三 夜間巡視の励行

夜間入所者等の不在となる所も含め、定期的な夜間巡視を行うこと。

四 夜間における施錠管理

夜間使用しないリネン室、倉庫等は、出火防止対策の強化を図るため、施錠等を励行すること。

第七 建築物の防火上の構造等

介護老人保健施設の構造設備については介護保険法及び介護老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準の外、建築基準法令及び消防法令による規制を受けているので、その設置に当たっては、これらの関係法令を遵守すること。

なお、次の点にも特段の配慮をされたいこと。

- (一) 避難・誘導、搬送活動及び消火活動を円滑に行うことができるようにするためのバルコニーの設置。
- (二) 車椅子等による円滑な避難の障害となる床の段差、傾斜及び溝の除去。
- (三) 延燃防止対策としての小屋裏又は天井裏に達する間仕切り壁の設置及び防煙対策としての防煙垂れ壁の設置。

第八 火災以外の防災対策

地震等に対する防災対策は、二次災害である火災の予防も含め避難・誘導等の基本は防火対策と同様であるので避難訓練等の実施に当たっては、地震等により災害の発生も想定して行う等十分留意すること。

別記

避難・誘導、搬送の要領

- 一 入所者等に出火場所を知らせる。
- 二 出火場所にもつとも近い部屋、階から避難・誘導、搬送を開始する。
- 三 自力避難が困難な者はストレッチャー、車椅子、毛布等で搬送する。
- 四 誘導の際、火煙が迫るときは、這うようにし、ハンカチ、タオル等で鼻、口をおおわせる。ときには屋内消火栓の水で援護注水する。なお、防煙マスク等の備え付けが望ましい。
- 五 避難・誘導、搬送に際してはエレベーターを使わない。
- 六 出火階の下方にある者は屋内階段等により誘導する。
- 七 出火階の者はまず出火点から離れた方向の避難階段又は避難器具の設置場所に誘導、搬送し下方へ脱出させる。

なお、出火点直近の屋内階段や避難器具の設置場所に誘導、搬送してはならない。
- 八 出火階より上階層の者は、避難階段周辺に火煙がなく、下方へ容易に避難できるときは下方に誘導、搬送する。下方に誘導、搬送が困難なときは屋上又は避難器具の設置場所に誘導、搬送し、下方へ脱出させる。
- 九 屋上に誘導、搬送した者は、屋上の屋外階段や避難器具を利用して、地上に降下させる。
- 一〇 避難・誘導の際には、混乱を生じないように注意し、携帯用マイク等を使用し、常に大声ではっきりと指揮・命令する。
- 一一 避難するときには、屋内でスリッパを履かせないようにする。
- 一二 入所者等がいつたん、避難したのち、再び物を取りに戻るようなことを制止する。
- 一三 防火戸の閉鎖に際しては、出火点付近に残留者がいないかどうか十分確認する。
- 一四 廊下の電灯は、できる限り多く点灯する。
- 一五 火災により停電することを考慮し、懐中電灯を携帯する。
- 一六 避難・誘導、搬送をしたのちは、直ちに人員の確認を行う

東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への 対応及びこれに伴う特例措置等について

平成 23 年 3 月 11 日

雇児総発 0311 第 1 号／社援総発 0311 第 1 号／

障企発 0311 第 1 号／老総発 0311 第 1 号／

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管部局あて

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局総務課長、
社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長通知

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、現在多くの方々が避難所等への避難を余儀なくされている状況にありますが、高齢者、障害者、乳幼児等の要援護者に対しては、福祉サービスの確保に努めて頂くとともに、避難所等における困難な生活の解消を図る必要があります。

このため、考えられる取組や留意事項及び特例措置等については、次のとおりですので、対応に万全を期すようお願い致します。

1 社会福祉施設等(保育所等の通所施設を含む。)での受け入れ

(1) 広域的調整体制の構築

避難所等に避難している要援護者の中には、要介護高齢者や障害者等で福祉サービスを利用する必要がある者がおり、今後、これらの者を把握し、受け入れ先を調整した上で施設に入所させる等、必要な福祉サービスを提供することが急務である。

このためには、

ア 避難所等に避難している要介護高齢者や障害者等について、福祉サービスが必要な者及びその需要を把握すること。

イ アで把握した福祉サービスの提供が必要な者に対して、被災地等における福祉サービス事業者等において福祉サービスをどの程度対応できるか調査すること。

ウ さらにイで対応できない場合には、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、福祉サービスの広域的な利用調整を行えるよう体制を整えること。

等が必要である。

また、被災地周辺における施設入所者の需給状況によっては、施設の種別を超えて利用することが適当な場合も考えられる。

については、早急に「ア」の調査を行うとともに、施設入所について幅広く「ウ」の調整を行うことができる広域的調整体制の構築に努められたい。

(2) 入所対象者について

ア サービスの提供は、広域的調整体制の下に行うこと。

受け入れる施設においては、既存スペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない。

イ 受け入れ先の施設の種別は、施設入所者を受け入れる場合については、受け入れ元と同一の施設種別への調整、避難所及び在宅の者の受け入れについては、本来、措置等を行うべき施設種別への調整を行う、ことが望ましいものであるが、地理的な事情等により、緊急避難として種別の異なる施設での受け入れを行っても差し支えない。

受け入れ期間については、避難生活の長期化が見込まれる場合には、広域的調整体制の下での再調整も必要であり、特に、種別の異なる施設での受け入れの場合には留意されたい。

また、病弱者の場合には、入院等必要な医療の確保に配慮すること。

ウ 多数の要援護者を受け入れることにより、職員の不足をきたしている施設については、広域的調整体制の下で、他施設から職員の応援派遣を行うこと。

(3) 入所対象外の要援護者について

ア 避難生活が必要となった社会福祉施設等の入所対象外の要援護者に対しては、「社会福祉施設等」、「介護老人保健施設」、又は「旅館及びホテル等」を「福祉避難所」とし、これらの者の受け入れを行っても差し支えない。

イ 「社会福祉施設等」又は「介護老人保健施設」で入所対象外の要援護者を受け入れる場合には、施設の空きスペース等を「福祉避難所」として提供すること。

2 在宅福祉サービス等の実施

避難所で生活している要援護者の中には、個々のケースに応じて在宅福祉サービスの提供が必要な場合もあるので、適宜対応できるよう配慮すること。

また、ボランティアによる支援も併せて検討すること。

3 費用負担に係る特例措置等

(1) 社会福祉施設等での受け入れ

ア 入所対象者について

(ア) 措置施設等(保育所を含む。以下同じ。)の入所者が他の措置施設等へ避難した場合の措置費(運営費)支弁

措置等は継続されているものとして、措置費(運営費)は避難元施設の単価で避難元施設へ支弁し、避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。

(イ) 措置施設等において、避難所又は在宅の者を受け入れた場合の措置費(運営費)支弁

① 定員内での受け入れ

当該受け入れ施設の通常の措置費(運営費)支弁と同様に支弁。

② 定員超過での受け入れ

定員超過した員数に、当該受け入れ施設の措置費(運営費)単価を乗じて支弁。

③ 受け入れが月の途中の場合には、事務費、事業費とも「措置費単価」を「その月の日数」で除した額に「その月の入所日以降の日数」を乗じた額(1円未満切捨)を支弁する。

ただし、保育所の場合には、「保育単価」を「25日」で除した額に「その月の入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)」を乗じた額(10円未満切捨)を支弁する。

④ 種別の異なる施設での受け入れの場合に、当該入所者にとって必要な経費が支弁費目にならないことが生じるが、このようなケースについては、別途、必要経費を支弁して差し支えない。

(ウ) 1(2)ウについて、受け入れ施設が職員派遣元施設に支払うべき派遣経費については、受け入れ施設に対し、措置費の特別基準により支弁することとする。

(エ) 費用徴収における減免措置については、現行の規定に基づき、個々に判断して行うものとする。

([現行規定の要約])

前年に比して収入の減少、不時のやむを得ない支出の発生等により負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると認められる場合は、階層区分の変更を行って差し支えない。))

イ 入所対象外の要援護者について

避難生活が必要となった社会福祉施設等の入所対象外の要援護者に対して、「社会福祉施設等」、「介護老人保健施設」、又は「旅館及びホテル

等」を災害救助法に基づく「福祉避難所」として提供する場合、都道府県(又は委任を受けた市町村)が認めた以下の経費については、「災害救助法」に基づき、費用支弁する。

(ア) 10人の対象者に1人生活に関する相談等に当たる職員を配置するための経費

(イ) 高齢者・障害者等に配慮した簡易トイレ等の費用

(ウ) 消耗品

(エ) 食品の供与(高齢者等の心身の状況に配慮した食事の提供を含む。)に係る経費等

(2) (1)に掲げる「費用負担に係る特例措置等」により行った場合は、厚生労働大臣の承認が得られたものとして取り扱う。

なお、これにより難しい場合には、個別協議により対応するものとする。

4 要援護高齢者及び要援護障害者等に係る対応については、「高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応について」(平成23年3月11日付事務連絡)、「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」(平成23年3月11日付事務連絡)、「3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した要援護障害者等への対応について」(平成23年3月11日付事務連絡)及び「3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について」(平成23年3月11日付事務連絡)に留意されたい。

5 なお、本日、菅総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を立ち上げ、別添「災害応急対策に関する基本方針」が取りまとめられたので参考に送付する。

6 本通知は、現段階で考えられる要援護者への対応等について発出するものであり、今後の状況如何によっては、追加、補足等があり得る。

災害応急対策に関する基本方針

平成23年3月11日

平成23年宮城県沖を震源とする地震緊急災害対策本部

本日14時46分頃に発生した地震は、東北を中心に北海道から関東地方にか

けての広い範囲を中心に、地震動、津波等により、激甚な被害が発生している模様である。さらに、今後の余震により、被害が拡大する可能性も考えられる。

このため政府として、以下の基本方針に基づき、地方自治体と緊密に連携し、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急活動に総力をあげて取り組むとともに、国民生活及び経済活動が早期に回復するよう全力を尽くす。

1. 災害応急活動が円滑に行えるよう、関係省庁は情報の収集を迅速に行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
2. 人命の救助を第一に、以下の措置により被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。
 - (1) 全国から被災地に、自衛隊の災害派遣部隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊及び災害派遣医療チーム(DMAT)を最大限派遣する。
 - (2) 応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送路を確保するため、高速道路や幹線道路等の通行路の確保に全力を挙げる。
 - (3) 救援・救助活動等の応急対策を適切に進めるため、必要に応じて航空情報(ノータム)の発出等により、関係機関、関係団体の協力の下、被災地上空及びその周辺空域における航空安全の確保を図る。
3. 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧に全力を挙げる。
4. 応急対応に必要な医療物資、食糧、飲料水及び生活必需品、並びに緊急輸送路・ライフライン等の復旧のための人員、物資を確保するため、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保する。
5. 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。

介護保険施設等における防災対策の強化について

平成 24 年 4 月 20 日

老総発 0420 第 1 号／老高発 0420 第 1 号／

老振発 0420 第 1 号／老老発 0420 第 1 号／

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 介護保険担当主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、死者約 16000 人、行方不明者約 3000 人に及ぶなど被害が甚大で、被災地域が広範囲に及び極めて大規模なものであるとともに地震、津波、原子力発電施設の事故による複合的なものとなった。介護保険施設等も甚大な被害を受け、全壊・半壊した施設が 52 カ所、入所者・職員等の死亡者、行方不明者、けがをした者も多数となっている。

介護保険施設や介護サービス事業所等（以下「事業所」という。）は、自力避難困難な方々も多く利用していることから、今後の各種災害に備えた十分な防災対策を講じる必要がある。

については、「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」（昭和 48 年 4 月 13 日社施第 59 号）、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和 55 年 1 月 16 日社施第 5 号）等の各通知をもとに社会福祉施設の防災対策に万全を期するよう指導を行っていただいているところであるが、さらに次の事項について今一度点検、確認等を行うとともに、その結果明らかとなった問題点については、速やかに改善措置を講ずるよう貴管下の事業所を指導願いたい。

記

1. 情報の把握

事業所の職員は、災害発生直後にテレビ、ラジオ等の報道による津波情報、気象情報等に関する情報の収集につとめること。また、事業所の管理者は、消防機関その他の防災機関との連携を密にし、災害に関連する情報が事業所に確実に伝わるよう連携体制を確立すること。さらに事業所内の職員にも速やかに情報を伝達し、避難体制を整えること。

2. 指揮組織の確立

災害時に備え事業所は、地震防災応急対策等を迅速かつ的確に実施するための指揮機能を有する組織を事業所内に設置し、組織の構成、任務分担を定めておくこと。なお、指揮命令を行う要員が不時の欠員になることも想定されることから、代替要員や夜間における対応、電話等通信機能が不能になった場合の対応等についても各事業所であらかじめ定めておくこと。

3. 防災管理体制の整備

事業所の管理者は、事業所の実態に即した防災管理体制の整備を図るとともに、全職員の責任分担を明確にし、非常事態発生の際には迅速かつ円滑に機能するよう確認を行うこと。

4. 職員等の防災意識の高揚

災害発生時の被害を未然に防止するため又は最小限に止めるためには、事業所の管理者、職員、利用者等が日頃から防災意識を強く持つことが肝要である。

事業所の管理者は、職員、利用者等に対し、防災意識の啓発・育成を行い、くれぐれも人為的な被害が発生しないよう努めること。

5. 消防用設備及び避難設備等の点検

不測の事態に対処するためには、消火設備、警報設備、避難設備、非常通報装置等の整備をしておくことは不可欠であるので、これらの設備等が常時機能するよう点検を行い、適切に管理すること。また、非常口、避難器具等の付近に障害物を置かない、施設内の落下防止策、転倒防止策の強化などきめ細かな防災対策に心がけること。さらに、非常用発電機やラジオなど電源供給が寸断された場合にも機能する設備の導入についても検討すること。

介護保険施設や居住系事業所においては、利用者・職員等のための水・食料等の備蓄をしておくこと。

6. 有効な避難訓練の実施

- (1) 事業所の管理者は、職員及び利用者等に対して避難場所、避難経路など災害時における対応方法を周知するとともに、非常時には迅速かつ安全に避難を行えるよう有効な避難訓練を計画的に実施すること。
- (2) なお、夜間の災害では一層の混乱が予測されることから、夜間における訓練も併せて実施すること。
- (3) さらに海岸、湖岸、河川の近く等の津波による被害が予想される事業所

においては、津波警報が発令された場合の避難場所、避難経路をあらかじめ確認し、職員等に周知する。また、避難を速やかに行うため地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、こうした連携先との合同避難訓練を実施すること。

- (4) 地震等非常事態発生時には、防災無線、テレビ、ラジオ等の報道機関からの津波発生状況の情報把握を行いながら、最適な避難場所への誘導を行うこと。

7. 消防機関等関係諸機関との協力体制の確立

事業所の管理者は、消防機関はもとより、地域の消防組織等との連携を密にし、施設の内部構造及び利用者の状況を十分認識してもらうとともに、避難・消火等が円滑に実施できるよう協力体制の確立に努めること。

8. 危険物の管理

防火管理責任者は、暖房器具類の管理はもとより、プロパンガス、重油等の危険物の保管状況について、常時、十分な点検と確認を行うこと。

9. 事業所間の災害支援協定の締結

東日本大震災では、多くの関係者間において、被災施設から他施設への避難、被災施設への他施設からの介護職員等の派遣などの支援が行われたところであり、中でも事業所同士の支援は、即応性があるとともに被災施設にとっても非常に役に立ったとの声も多かった。

については、あらかじめ、都道府県内の施設や近隣都道府県の施設との間で、災害時における被災施設入所者の他施設への避難・被災施設からの受入れ、介護職員等の被災施設への派遣・他施設からの受入れなどの支援について、協定を結んでおくことも検討されたい。

また、事業者団体における支援体制の構築にも努められたい。

10. 地域との連携

災害時には地域社会との連携が重要である。日頃より地域との関係を深め、災害時には地域住民からの支援の受け入れや地域の要援護者の避難の受け入れなど双方向の連携を行うことも検討されたい。

入所者のうち自力避難困難な方については、避難の容易な場所に可能な限り部屋替えを行うこと。

病院等における防火・防災対策要綱について

平成 25 年 10 月 18 日

医政発 1018 第 17 号

各 { 都道府県知事
政令市長
特別区長 } あて

厚生労働省医政局長通知

今般の福岡市博多区における有床診療所の火災の発生を受けて、標記要綱を別添のとおり見直したので、貴管内の施設あてに周知いただくとともに、消防機関及び建築部局と連携を図り指導いただくようご配意願いたい。

なお、「医療施設における防火・防災対策要綱の制定について」（昭和 63 年 2 月 6 日健政発第 56 号）については、廃止する。

おって、今回の通知は、昭和 63 年制定の要綱について、現時点で関係条文を整理するとの観点から総務省消防庁及び国土交通省にも確認していただいているところであるが、今後の本件火災の検討状況により、必要に応じて改定を行っていくことを念のため申し添える。

(別添)

病院等における防火・防災対策要綱

第一 目的

この要綱は、病院、診療所及び助産所(以下「病院等」とする。)が患者を入院させている等の特有な事情を有することを考慮し、特に人命尊重の見地から防火・防災安全対策を講じることを目的とする。

第二 火災予防対策

一 管理者の責任

- 1 病院等の管理者は、火災発生の防止につき、最善の措置を講ずるように努めること。

特に、職員に対しては火気の取扱いその他火災防止に関する指導監督に努め、職員の過失により火災が発生することのないよう職員の職務規律の徹底を期すこと。

- 2 病院等の管理者は、施設・設備の不備により火災の発生又は拡大するこ

とのないよう、建築基準法、消防法及び医療法等に規定する防火関係規定を遵守すること。

- 3 病院等の管理者は、施設の収容人員に応じて消防計画(消防法第八条)及び必要に応じて建築物等の維持保全に関する計画等(建築基準法第八条第二項)を定め、病院等の採るべき具体的な手段、組織等を明確にしておくこと。

二 火気取扱いの注意

- 1 火気の手扱いについては、職員のみならず患者・付添人に対しても注意を喚起し、火災発生未然防止に努めること。

特に、失火防止のためにも病室内での喫煙を禁止し、特定の喫煙場所を設定すること。

また、着火原因とならないよう、病室等での放射型又は自然対流型石油ストーブ等については、順次強制排気型等に変更していくこと。

- 2 火気を使用する場所での火災発生を未然に防止するよう努めると同時に、出火原因の主要なものの一つに放火が挙げられていることから、廊下・階段等に可燃物を放置する等のことのないようにすること。

三 火元責任者

各部門に火元責任者を配置し、火災の予防に努めること。

第三 消防計画・防火訓練等

一 防火管理者

必要な資格を有し、防火管理者の責務を果たし得る管理的又は監督的地位にある者を選任すること(消防法施行令第三条)。

また、防火管理者が病院等に不在のときは、予めその指名する者をもって防火管理の事務を行わせること。

二 消防計画に定める事項

消防計画に定めるべき事項は、次を標準とすること。

- 1 火災が発生した場合の通報連絡、初期消火に関する体制及び対応方法に関する事項
- 2 患者の避難・誘導、搬送に関する事項
特に、自力避難が困難な患者の日常的な把握と搬送体制に関する事項
- 3 夜間の避難・誘導、搬送に関する事項
- 4 その他消防法施行規則第三条に規定する事項

三 消火訓練及び避難訓練の実施

- 1 年間二回以上消火訓練を実施し(消防法施行規則第三条第一〇項)、消防機関への早期通報、屋内消火栓等の消防設備の使用方法等について職員に

身に付けさせること。

2 年間二回以上避難訓練を実施し(消防法施行規則第三条第一〇項)、特に自力避難が困難な患者に不安がないようにしておくこと。

3 2のうち一回は夜間に実施するよう努めること。

四 患者・付添人への教育

消防機関及び建築部局の協力を得て、火災の対応策を記載したパンフレットを入院時に配布する等の方法により、特に自力避難のできる患者・付添人に対し、避難方法、避難経路、避難器具の使用方法等について十分教示しておくこと。

五 院内職員宿舎

病院等の敷地内又は近隣に職員宿舎の設置を推進するとともに、非常時の応援体制を確立しておくこと。

六 消防機関等との連絡

1 防火情報等の把握と緊急出動の迅速化のため消防機関との定期的な連絡体制を確保しておくこと。

2 火災時の患者の一次収容と応急手当が行えるよう、地域の医療機関との間で緊急時の連絡体制を確保しておくこと。

3 地域住民の協力が得られるよう日常的に関係を密にしておくこと。

第四 建築物の防火上の構造等

病院等の構造設備については、医療法及び医療法施行規則のほか、建築基準法関係法令及び消防法関係法令による規制を受けている。これらの関係法令により設置義務があるものの整備を適切に行うこと。

なお、施設設備の改善に要する経費の調達方法の一つとして、公的医療機関の一部及び私的医療機関において、独立行政法人福祉医療機構の融資を活用することができる。

医療法及び建築基準法関係法令の建築物に関する規定の主なものは次のとおりである。

なお、建築基準法関係法令は、改正の施行日により整備すべき基準が相違するので留意すること。

1 三階以上の建築物は耐火建築物とし、二階の部分が三〇〇㎡以上で、かつ、その部分に患者の収容施設を有する建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とすること(建築基準法第二七条)。

2 病室等には、採光及び換気のための一定面積以上の窓等を設けること(建築基準法第二八条)。

3 地階に病室を設ける場合にあっては、前面にからぼりが設けられている等、

衛生上支障を生じることがないこと(建築基準法第二九条)。

- 4 耐火建築物又は準耐火建築物等は、一定の面積以内ごとに必要な耐火性能を有する床若しくは壁又は防火戸で区画すること(建築基準法施行令第一一二条第一項から第三項、同条第五項)。
- 5 吹抜きとなっている部分、階段の部分、ダクトスペースの部分その他たて穴となっている部分は、その他の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画すること(建築基準法施行令第一一二条第九項)。
- 6 防火戸は、常時閉鎖若しくは作動した状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動できるものとし、常時閉鎖又は作動した状態にあるもの以外のもので、一定面積以内ごとの防火区画に用いるものにあつては火災による煙の発生又は温度上昇により自動的に閉鎖又は作動する構造とし、たて穴区画に用いるものにあつては遮煙性能を有し火災による煙の発生により自動的に閉鎖又は作動する構造とすること(建築基準法施行令第一一二条第一四項)。
- 7 給水管、配電管その他の管が防火区画を貫通する場合には、そのすき間をモルタル等で埋めること(建築基準法施行令第一一二条第一五項)。
- 8 換気、暖房又は冷房の設備の風道が防火区画を貫通する場合には、貫通部分又は近接する部分に防火ダンパーを設けること(建築基準法施行令第一一二条第一六項)。
- 9 避難階段から屋外への出口等避難用の出口に設ける戸の施錠装置は、原則として屋内から鍵を用いることなく解錠できるものとし、見やすい場所に解錠方法を表示すること(建築基準法施行令第一二五条の二)。
- 10 建築物の高さが三 m 以下の部分にある三階以上の階には、非常用進入口を設けること。ただし、非常用のエレベーターを設置する場合等はこの限りでない(建築基準法施行令第一二六条の六)。
- 11 敷地内に避難上及び消火上必要な通路を設けること(建築基準法施行令第一二七条から第一二八条の二)。
- 12 建築物の内装を防火上支障のないようにすること(建築基準法第三五条の二)
- 13 防火地域又は準防火地域内にある建築物は、それぞれ建築基準法に規定する構造とすること(建築基準法第六一条から第六七条)。
- 14 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとすること(医療法施行規則第一六条第一項第一号)。
- 15 避難・誘導、搬送活動及び消火活動を円滑に行うことができるようにするため、バルコニーを設置することが望ましい。
- 16 車椅子等による避難を円滑に行うため、床の段差・傾斜、溝、手すり等

の改造、工作物の設置等をする事が望ましい。

17 病室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は第三階以上に設けることができる(医療法施行規則第一六条第一項第二号)。

18 第二階以上の階に病室を有するものにあつては、患者の使用する屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は当該階が一定面積以下の場合は一とすることができる(医療法施行規則第一六条第一項第八号)。

その場合、いずれの場所からも二方向に避難経路が確保できる構造とすること。

19 第三階以上の階に病室を有するものにあつては、避難に支障のないよう避難階段を二以上設けること(医療法施行規則第一六条第一項第一〇号)。

第五 防災設備の整備と点検

病院等の防災設備については、医療法及び医療法施行規則のほか、消防法関係法令及び建築基準法関係法令による規制を受けており、特に消防法に規定する防災設備等の改正については、既存の建築物に対しても遡及適用することが原則とされているので、これらの法令により設置義務があるものの整備に努めること。基準以下の場合でも、関係行政機関が指導したものについては、緊急度を勘案して段階的、計画的に自主整備に努めることが望ましい。

防災設備の点検については、非常時に使用できないことがないように、常時点検をしておくこと。

医療法及び消防法関係法令等の防災設備に関する規定の主なものは次のとおりである。

- 1 延べ面積が三〇〇㎡以上の建築物には、非常電源を附置した自動火災報知設備を設けること(消防法施行令第二一条)。
- 2 延べ面積が五〇〇㎡以上の建築物には、押しボタン操作等により消防機関へ通報する火災報知設備を設置するものとする(消防法施行令第二三条第一項及び第三項)。
- 3 一定の構造の建築物で延べ面積が三〇〇㎡以上のもの及び契約電流容量が五〇A を超える建築物には漏電火災警報器を設けること(消防法施行令第二二条)。
- 4 地階の床面積の合計が一〇〇〇㎡以上の建築物の当該階には、ガス漏れ火災報知設備を設けること(消防法施行令第二一条の二)。
- 5 次の基準に該当する場合には、スプリンクラー設備を設置すること。但し、既存の建築物及び特定の部屋等については、代替措置等によることができる

(消防法施行令第一二条)。

- (1) 延べ面積が三〇〇〇㎡以上の病院。それ以外は六〇〇〇㎡以上。
- (2) 四階以上一〇階以下の階で当該階の床面積が一五〇〇㎡以上の階
- (3) 地階及び無窓階で当該階の床面積が一〇〇〇㎡以上の階
- (4) 一一階以上の建築物

6 次の基準に該当する場合には、屋内消火栓設備を設置すること(消防法施行令第一条)。

- (1) 延べ面積が二一〇〇㎡以上の耐火建築物であって内装制限しているもの
- (2) 延べ面積が一四〇〇㎡以上の準耐火建築物であって内装制限しているもの又は耐火建築物
- (3) 延べ面積が七〇〇㎡以上のその他の建築物

7 延べ面積が五〇〇㎡を超える建築物には、排煙設備を設置すること(建築基準法施行令第一二六条の二)。

8 居室から地上に通ずる廊下、階段等には非常用の照明装置を設置すること(建築基準法施行令第一二六条の四)。

9 カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等は、消防法施行令第四条の三に定める基準以上の防炎性能を有するものとする(消防法第八条の三)。

10 寝具類、寝衣類については、一定基準以上の防炎性能を有するものとするのが望ましいこと。

11 二階以上の階に病室を有するものにあつては、滑り台、避難橋、救助袋等法令に規定されているものから、病院等の入院患者等に即した所定の避難器具を設置すること(消防法施行令第二五条)。

12 非常ベル、自動式サイレン又は放送設備(消防法施行令第二四条)、誘導灯・誘導標識(消防法施行令第二六条)、その他の消防設備を設置すること。

13 消火、避難・誘導、搬送のための携帯用マイク、懐中電灯、防煙マスク、担架、車椅子等を備えること。

また、入院する患者の症状等に対応して、閃光型警報装置、点滅型又は誘導音装置付誘導灯等を設置することが望ましい。

14 火気を使用する場合には、防火上必要な設備を設けること(医療法施行規則第一六条第一項第一五号)。

15 消火用の機械又は器具を備えること(医療法施行規則第一六条第一項第一六号)。

第六 消防機関への早期通報、初期消火

- 一 火災が発生した場合は、消防機関への早期通報は極めて重要であるので、平素から消防機関への通報の方法及び機器の点検について全職員に周知させるとともに、防火訓練の実施を通じて消防機関への早期通報の習慣を身に付けさせること。
- 二 自動火災報知設備が作動したことを確認した場合は、誤作動を疑うのではなく、火災を想定し、直ちに火元を確認すること。自動火災報知設備と消防機関へ通報することのできる非常通報装置が連動している施設において自動火災報知設備が誤作動の場合は、その旨消防機関に通報すること。
- 三 火災の場合は、避難等の関係者への連絡と同時に屋内消火栓等を使用して初期消火に努めること。

第七 避難・誘導、搬送体制

- 一 日常の患者の実態把握
火災等の非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容態等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立しておくこと。
- 二 重症患者等への配慮
 - 1 重症患者、老人、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り低い階に收容することとし、止むを得ず高い階に收容する場合には、非常時に際しどの職員がどのような避難経路や方法により患者を避難救出するかを消防計画で明確に定めておくなど特別の配慮をすること。
 - 2 また、ナースステーションに隣接した場所や避難・誘導、搬送の容易な場所に收容するなど特別の配慮をすること。
- 三 避難・誘導、搬送要領
 - 1 別記「避難・誘導、搬送の要領」を参考に計画を立て、避難訓練を実施すること。
 - 2 避難器具の設置場所と使用方法を患者及び職員に対し周知すること。
- 四 応急体制
火災時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておくこと。

第八 特殊な建築物の対策

- 一 木造老朽施設の改善
木造建築物で火災予防の見地から消防機関等より改築改善等を要すると指導を受けた施設は、可能な限り早期に耐火構造に改築すること。

二 高層建築物の安全対策

- 1 高層建築物の防火対策は、特に防火区画に依存することとなるので、その性能について職員や患者に周知しておくこと。
- 2 高層階に患者を収容している病院については、他の病院等に比し避難・誘導、搬送が困難であるが、併せて、火災によって発生する煙により更に避難・誘導、搬送が困難となるので、防煙対策にも特に留意し避難・誘導、搬送体制を組むこと。

第九 精神科病院等の安全対策

精神病床・療養病床を有する病院等で、医療法に定める従業者の員数の標準が特例で認められている等の病院等にあつては、他の病院等以上に防火体制を整備し、避難・誘導、搬送に支障のないようにしておくこと。

一 精神科病院

- 1 閉鎖病棟又は閉鎖的環境の部屋(保護室を含む)に収容している患者の喫煙については、指定の場所において病院職員の管理の下に行い、マッチ、ライター等の発火器具を患者が所持することのないようにすること。
- 2 閉鎖病棟又は閉鎖的環境の部屋(保護室を含む)については、鍵の管理者が常時至近の場所に居り、非常時には容易に解除できるようにしておくこと。

二 療養病床を有する病院等

認知症高齢者等の患者の喫煙については、指定の場所において病院職員の管理の下に行い、マッチ、ライター等の発火器具を患者が所持することのないようにすること。

第一〇 休日、夜間における防火安全対策

一 留意事項

休日、夜間における火災は、職員の配置が稀薄となること等からその対応如何によっては死亡事故を含む大災害となり易いので、初期消火に努めるとともに、避難・誘導、搬送体制を中心として特に留意し対応すること。

二 夜間防火管理責任者の配置と事務引継ぎの徹底

夜間防火管理責任者(防火管理者が不在の場合の代行者)を必ず配置し、防火管理者との事務引継ぎを徹底すること。

三 夜間巡視の励行

夜間、患者等の不在となる外来部門等も含め定期的に夜間巡視を行うこと。

四 各室の施錠

放火等を防止するため、夜間使用しない室については施錠を励行すること。

第一一 その他

一 一斉点検への協力

消防機関又は建築部局、衛生部局が防火体制の一斉点検を行う場合はそれに協力すること。

二 医療機器等の電源プラグの点検管理

電気を使用する医療機器等については、電源プラグを長期間コンセントに差し込んだままにしておくと、プラグとコンセントの隙間にほこりがたまり、そのほこりが湿気を帯びて発火するおそれがある(トラッキング現象)ため、プラグを時々抜いて、乾いた布でほこりや湿気を拭き取るなどの適切な処置を行うこと。

三 危険物の保安体制、引火性の医薬品等の使用

医療用の高圧酸素等の危険物や引火性の医薬品等、病院等で使用するこれらの物品等については、特に安全管理体制に留意すること。

四 改築中の防火管理、火気の監視

病院等の改築中は、防火設備、避難設備等を常に点検するとともに、建築業者の火気使用を厳重に監視すること。

第一二 火災以外の防災対策

一 病院等の防災対策の特殊性

病院等の防災対策は、二次災害である火災の予防も含め、避難・誘導、搬送等の基本は、防火対策と同様であり十分留意すること。

同時に、病院等は、災害に際しては地域の被災者の医療救護活動や収容等について災害救助法等に基づき積極的に対応する責務を負っており、その使命が達せられるように日常的に地域の行政機関や医師会等と緊密な連絡をとっておくこと。

別記

避難・誘導、搬送の要領

- 1 入院患者に出火場所を知らせる。
- 2 出火場所の最も近い部屋、階から避難・誘導、搬送を開始する。
- 3 誘導は、高齢者、幼児、女性を優先させる。急ぎ足で避難させる。
- 4 重症患者等自力での避難が困難な者はストレッチャー、車椅子、毛布等で搬送する。
- 5 誘導の際、火煙が迫るときは、這うように身を低くし、ハンカチ、タオル等で鼻口を覆わせる。
- 6 避難・誘導、搬送に際してはエレベーターを使わない。
- 7 火点階層の下方にある者は屋内階段等により誘導、搬送する。
- 8 火点階層の者は、まず出火点から離れた方向の避難階段又は避難器具の設置場所に誘導、搬送し、下方へ脱出させる。
- 9 火点上階層の者は、避難階段周辺に火煙がなく、下方へ容易に避難できるときは下方に誘導、搬送する。下方に誘導、搬送が困難なときは屋上又は避難器具の設置場所に誘導、搬送し、下方へ脱出させる。
- 10 屋上に誘導、搬送した者は、屋上の屋外階段や避難器具を利用して、地上に降下させる。
- 11 避難・誘導の際には、混乱を生じないように注意し、常に大声ではっきりと指揮・命令する。
- 12 避難するときには、屋内でスリッパを履かせない。
- 13 入院患者が、いったん避難したのち、再び物を取りに戻るようなことを制止する。
- 14 防火戸の閉鎖に際しては、火点付近に残留者がいないかどうか十分確認する。
- 15 廊下の電灯は、できる限り多く点灯する。
- 16 火災により停電することを考慮し、懐中電灯を携帯する。
- 17 避難・誘導、搬送をしたのちは、直ちに人員の確認を行う。

参考文献

この手引の改訂に当たっては、本文に出典を記載した資料、ホームページ、マニュアルなどの他に、以下の文献を参考とした（作成年度・カナ順）。

社会福祉法人全国社会福祉協議会 社会福祉施設地震防災マニュアル作成委員会
『社会福祉施設地震防災マニュアル』平成8年11月22日

石川県健康福祉部

『障害者施設における防災マニュアル作成の手引き』平成18年4月

全国社会福祉施設経営者協議会

『福祉施設経営における事業継続計画ガイドライン』

【地震対策編】平成21年3月

【地震対策編】「事例集」平成22年3月

山口県健康福祉部

『福祉・医療施設防災マニュアル作成指針』平成22年1月

埼玉県福祉部、埼玉県老人福祉施設協議会、埼玉県介護老人保健施設協会

『社会福祉施設災害対策マニュアル 高齢者施設用』平成23年7月

愛媛県中予地方局健康福祉環境部

『社会福祉施設防災マニュアル』平成24年2月

高知県

『高知県社会福祉施設防災対策指針』平成24年3月

東京都社会福祉協議会

高齢者施設福祉部会・センター部会 大規模災害対策検討委員会

『高齢者施設におけるBCP（事業継続計画）策定ガイドライン（震災編）』
平成24年3月

福岡県保健医療介護部

『高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル』平成24年3月

文部科学省

『学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き』平成24年3月

高知県教育委員会

『保育所・幼稚園等防災マニュアル作成の手引き〈地震・津波編〉～子どもたちの命を守るために～』平成24年4月

公益財団法人日本ユニセフ協会、岩手県保健福祉部児童家庭課

『東日本大震災津波 岩手県保育所避難状況記録 保育中の子どもたちは、どう守られたのか』平成25年2月

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

『介護保険施設等における地震防災対策マニュアル作成の推進について』平成25年度

発行 千葉県健康福祉部健康福祉指導課
住所 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
電話番号 043-223-2351
